

1．全体の評価								
評価 (S、A、B、C、D)		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	
		A						
評価に至った理由	(上記評価に至った理由を記載)							

2．法人全体に対する評価
(各項目別評価、法人全体としての業務運営状況等を踏まえ、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けた法人全体の評価を記述。その際、法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などについても適切に記載)

3．項目別評価の主な課題、改善事項等
(項目別評価で指摘した主な課題、改善事項等で、翌年度以降のフォローアップが必要な事項等を記載。中長期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載。項目別評価で示された 主な助言、警告等があれば記載)

4. その他事項	
研究開発に関する審議会の主な意見	(研究開発に関する審議会の主な意見などについて記載)
監事の主な意見	(監事の意見で特に記載が必要な事項があれば記載)

[illegible]

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、令和5年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

[illegible]

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1（1）	自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献		
関連する政策・施策	政策目標 11 ICT の利活用及び技術研究開発の推進 施策目標 41 技術研究開発を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人土木研究所法第 12 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号
当該項目の重要度、困難度	重要度:高、困難度:高	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	4 3 4， 4 3 5

2. 主要な経年データ																
①主な参考指標情報 太字は評価指標										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	基準値等	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度				R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか	B	A	A							予算額（千円）	2, 215, 632	2, 276, 156				
成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	B	A	A							決算額（千円）	3, 825, 985	2, 670, 952				
成果・取組が生産性向上・変革に貢献するものであるか	B	B	A							経常費用（千円）	3, 471, 729	2, 128, 684				
研究成果の最大化のための具体的な取組がなされているか	B	A	S							経常利益（千円）	82, 042	39, 745				
共同研究件数（件）	28	7	7							行政コスト（千円）	3, 898, 470	2, 573, 430				
講演会・説明会等の聴講者数（人）	4, 300	5, 079	7, 856							従事人員数（人）	441 の内数	452 の内数				
技術基準類への成果反映数（件）	5	1	5													
国際的委員会等への参画者数（人）	3	3	6													
招へい研究員の全数（人）	－	1	1													
交流研究員受入数（人）	－	24	17													
競争的資金等の獲得件数（件）	－	19	28													
現場調査実績（件）	－	200	163													
技術資料の策定・改訂数（件）	－	2	4													
論文・雑誌等の発表数（件）	－	308	300													
施設見学者数等（人）	－	1, 753	2, 215													
技術支援実績（件）	－	376	376													
災害支援実績（件）	－	18	44													
委員会・研修講師派遣数（件）	－	505	391													
国際会議での講演数（件）	－	14	21													
国際協力機構や政策研究大学院大学と連携した連携した修士・博士者数（人）	－	13	14													
国際協力機構等と連携した研修受講者数（人）		55	56													

※ 1 土木研究所に設置された外部評価委員会により、妥当性の観点、社会的観点、生産性の観点、研究開発成果の最大化の観点（他機関との連携、成果の普及・行政への技術的支援、国際貢献）について、総合的な評価を行う。

注）予算額、決算額は支出額を記載。

注）四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸 (評価の視点)、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
					主な業務実績等	自己評価	
	第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 土研は、第1章に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。研究開発を進めるにあたっては、組織横断的・分野横断的に柔軟に取り組むものとする。なお、新たな課題が生じた場合には、これらに係る研究開発への取組も同様とする。 その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまとまりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進めるものとする。なお、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。 併せて、研究開発成果の最大化のため、研究開発においても PDCA サイクルの推進を図ることとし、研究開発成果のその後の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行うものとする。 土研は1.～3.に示す研究開発を一定の事業のまとまりと捉えて推進し、評価を行うものとする。なお、研究開発の実施にあたっては、次に述べる技術的支援、研究開発成果の普及、国際貢献、産学官連携、デジタル技術を活用した研究開発の各事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。 まず、技術的支援については、近年は、広域多発的な激甚災害等が発生しており、今後もしその発生が懸念されている状況においては、限られた専門家で効率的に技術的支援を行う必要があることから、平常時の技術的支援を含めて、簡易かつ迅速に対応できる環境整備を行うことでより多くの現場の要請に応える必要がある。そこで、遠隔でも効果的かつ多くの現場を対象に迅速な技術的支援の実現を図るものとする。 研究開発成果の普及については、デジタル技術を活用して、より幅広い対象に視覚的に理解しやすい形で国内外に成果の普及を促進することで成果の最大化を図るとともに、土研が培った技術や経験・ノウハウを国内外に広く展開することで我が国の土木分野における技術力の向上が期待される。そのため、土研の研究開発成果については、これまで全国の主要都市で講演会・展示会や、マニュアル類の説明会等を行ってきたところであるが、デジタル技術を活用するなどにより、技術的支援を必要とする地方公共団体をはじめ、より幅広い対象に分かりやすい情報提供・発信を行って成果の普及を積極的に促進する。さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づき、出資並びに人的及び技術的援助の手段の活用を図るものとする。また、出資等を行う体制に	第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 土研は、国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第3条に定められた目的を達成するため、国土交通省技術基本計画、社会資本整備重点計画、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、国土形成計画、北海道総合開発計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たす。また、北海道開発行政に係る農水産業の振興を図る調査、試験、研究及び開発等については、食料・農業・農村基本計画、水産基本計画、みどりの食料システム戦略を踏まえ実施する。 土研は、上記に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、1.(1)～(3)に示す研究開発を一定の事業のまとまりと捉えて推進し、評価を行う。研究開発を進めるにあたっては、組織横断的・分野横断的に柔軟に取り組む。なお、新たな課題が生じた場合には、これらに係る研究開発への取組も同様とする。 その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまとまりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進める。研究開発プログラムは、別表-1に示すものとし、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。 1. 研究開発 (1) 自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献 気候変動等の影響により、自然災害の外力が増大し激甚化しているとともに、自然災害の発生が頻発化していることから、災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための技術の研究開発等に取り組む。	第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 土研は、国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第3条に定められた目的を達成するため、国土交通省技術基本計画、社会資本整備重点計画、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、国土形成計画、北海道総合開発計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たす。 また、北海道開発行政に係る農水産業の振興を図る調査、試験、研究及び開発等については、食料・農業・農村基本計画、水産基本計画、みどりの食料システム戦略を踏まえ実施する。 土研は、上記に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、1.(1)～(3)に示す研究開発を一定の事業のまとまりと捉えて推進し、評価を行う。研究開発を進めるにあたっては、組織横断的・分野横断的に柔軟に取り組む。なお、新たな課題が生じた場合には、これらに係る研究開発への取組も同様とする。 その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまとまりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進める。研究開発プログラムは、別表-1に示すものとし、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。 併せて、研究開発成果の最大化のため、PDCA サイクルの推進を図り、研究開発成果の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行う。 1. 研究開発 (1) 自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献 気候変動等の影響により、自然災害の外力が増大し激甚化しているとともに、自然災害の発生が頻発化していることから、災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための技術の研究開発等に取り組む。	＜評価軸＞ - 成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか - 成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか - 成果・取組が生産性向上・変革に貢献するものであるか - 研究成果の最大化のための具体的な取り組みがなされているか (基準値：全てB以上)	＜主要な業務実績＞ ○研究開発プログラム(1)水災害の激甚化に対する流域治水の推進技術の開発 ①将来の洪水等水災害外力の想定技術の開発・高度化、 ②流域治水による取り組みを的確に評価・実現する手法の構築、 ③適切な洪水氾濫リスク評価手法の開発、 ④水災害に対する社会の強靱化を図る技術開発に取り組んだ。 (P10-11、162-163) ・北海道北部に隣接するオホーツク海は、地球温暖化による海水の減少に伴い、波浪増大が懸念されている。しかし、この海域の波浪に着目した研究は非常に少なく、その長期的な変化については未解明であった。過去40年間における波浪シミュレーションから、オホーツク海の波パワーの長期トレンドとその要因を調べ、同海域における冬季の波パワーは10年あたり約12～15%で増加していることがわかった。また、波パワー増加の主な原因が、海水減少にあることを世界で初めて証明した。 この研究成果は、英国のシュプリンガー・ネイチャー社発行の国際科学誌『Scientific Reports』に掲載された。(P162) ・ICHARM では政策研究大学院大学(GRIPS)、国際協力機構(JICA)と連携して、主に開発途上国の行政官を対象とした水防災にかかる人材育成のための研修事業(修士・博士課程教育)を推進している。具体的には、2007年から修士コース、2010年から博士コースをそれぞれ開設し、世界各国での水防災分野の政策立案・実行においてリーダーシップを発揮できる専門人材の育成を行っている。さらに帰国後の研修修了生がどのように研修成果を活用しているのかを確認するとともに、母国で直面している課題や解決策を共有・議論するためのフォローアップセミナーを毎年開催している。これまでに37カ国から計199名(2023年9月末時点)の修士号・博士号取得者を輩出しており、世界各国の水防災政策推進を担う中核的なリーダー育成に大きく寄与している。(163) ○研究開発プログラム(2)顕在化した土砂災害へのリスク低減技術の開発 ①顕在化した土砂災害の危険箇所抽出手法の開発、 ②緊急対応を迅速化するハザードエリア設定技術の開発、 ③高エネルギーの落石等に対応した事前対策工の評価技術の構築に取り組んだ。 (P12-13、63-64、164、195) ・土木研究所が開発した土石流の流出・氾濫計算プログラム(DFSS)について、日本全国の火山地域で使用でき、自動かつ高速で計算が可能なシステム開発を見据え、新しく地形処理ライブラリを採用しDFSS計算の地形データの前処理を半自動化するプログラムを試作した。また、大規模噴火時に広域降灰が起きることで、多数の溪流で数値計算が必要となる場合を想定し、保全対象に基づく溪流の数値計算優先順位の設定手法を検討した。(P12) ・落石対策工の種類や落石規模等に応じた設計の実態を	＜評定と根拠＞ 評定：S 土木研究所に設置された外部評価委員会における評価、及び、評価指標の達成状況等を総合的に勘案し、自己評価はSとした。 ○成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか - 土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、A評価とされた。 - 火山噴火に伴う土石流を対象に広域降灰に対応した土石流氾濫範囲の推定技術の再現性・妥当性を検証。「活火山対策特別措置法」(令和5年改正)で新たに盛り込まれた「避難のために必要な情報の住民等への迅速かつ的確な伝達」に資する技術として、国が推進する火山噴火緊急減災対策への貢献に期待。 - 暴風雪時の道路上の視程分布の予測情報などを活用した除雪・通行止め等の判断支援システムのモックアップ版を試作。道路管理者等へのヒアリングを通じ、システムの有用性が高いことを確認。国の方針である暴風雪時の「躊躇ない通行止め」の判断への貢献に期待。 - 谷埋め高盛土の「ふとんかご」を用いたのり尻補強対策について、細粒分含有率の高い(約44%)盛土材料による遠心模型実験を行い、自重変形解析による再現可能性とモデル解析上の課題を明らかにした。この知見は能登半島地震の盛土変状調査においても活用され、国の施策方針である発災後早期の道路機能回復に貢献した。 - 地盤の原位置液状化試験法について現場実験により試験装置の改良効果(起震力増強、計測精度向上)を検証し、適用範囲の拡大、さらには能登半島地震を含めた震災復旧にも貢献の見通し。 ○成果・取組が社会的価値の創	評定(右にS、A、B、C、Dを記入) ＜評定に至った理由＞(業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載) ＜今後の課題＞(実績に対する課題及び改善方策など) ＜その他事項＞(審議会の意見を記載するなど)

		る。 研究開発にあたっては国土交通省等の現場をフィールドとし、現地・現場調査を積極的に行い、現場における適用性や課題を把握する。また、研究機関等と適切な連携を図り、国の保有するデータを活用し、研究開発を推進する。 外部資金の獲得に関しては、社会的な要請が高い政府の競争的資金など、土研の役割に即した資金の積極的獲得に取り組む。 また、研究開発成果の最大化をさらに推進するために、大学や民間企業等と適切な連携を行う。具体的には、研究開発の特性に応じ、政府出資金を活用した委託研究、研究協力の積極的な実施を行う。	等により積極的に貢献する。 研究開発にあたっては国土交通省等の現場をフィールドとし、現地・現場調査を積極的に行い、現場における適用性や課題を把握する。また、研究機関等と適切な連携を図り、国の保有するデータを活用し、研究開発を推進する。 外部資金の獲得に関しては、社会的な要請が高い政府の競争的資金など、土研の役割に即した資金の積極的獲得に取り組む。 また、研究開発成果の最大化をさらに推進するために、産学官連携によるイノベーションの創出を強力に牽引し、大学や民間企業等と成果の実用化・事業化に向けた協働や支援等の取組を含めた適切な連携を行う。さらに、研究開発の特性に応じ、研究協力の積極的な実施を行うとともに、政府出資金を活用した委託研究については、採択した研究課題を着実に進捗管理し、次の公募について検討する。	結果の確からしさの向上に繋がった。また、点群計測による３次元的な情報や、画像解析による微小変位報等を取得することで、人による目視点検では収集が難しい情報を収集でき、それによっても診断結果の確からしさが向上できることが実証的に確認された。(P196) ・令和６年能登半島地震の社会への影響をかんがみて、緊急実施した現地調査の様子、土木研究所における過去の実験動画を X（旧ツイッター）、土木研究所 Web ページで公開した。また平成 19 年地震の被害と復旧に関する情報と令和 6 年被害の比較分析結果を、現地被害調査を行う土木学会、地盤工学会に提供した。また橋梁、トンネルなどの構造物とあわせて調査結果を公表するなど即時性を重視して、様々なメディアを利用した重層的情報提供を行った。マスメディアからの取材にも積極的に協力し、NHK スペシャル、朝日新聞などでも大きく取り上げられることとなり、研究成果を広く社会に発信するとともに、正確な情報の発信を通じて、社会不安の解消に貢献した。(P197) ・令和 6 年能登半島地震道路構造物の被災に対する専門調査結果（中間報告）のとりまとめ、社会資本整備審議会・道路技術小委員会「令和 6 年能登半島地震を踏まえた道路構造物（橋梁、土工、トンネル）の技術基準の方向性（案）」において、現行の技術基準の検証を行った。(P197) ・令和 6 年能登半島地震において、国道 249 号の大谷トンネル（珠洲市）や中屋トンネル（輪島市）等で覆工が崩落するなどの規模の大きな被害が発生した。自衛隊や国土交通省からの専門家派遣要請に応じ、土木研究所からトンネルチームの職員を現地に派遣し、二次災害の危険性等に関わる技術的所見や復旧方針等の技術支援を行った。 さらに、被災原因の究明とともに復旧工法等の検討のために国土交通省が設置した能登半島地震道路復旧技術検討委員会（委員長：川村國夫 金沢工業大学教授）に委員として参画し、過去の地震において土木研究所に蓄積されてきた知見に基づいて、被災したトンネルの応急・本復旧に向けた技術的助言を行った。(P198) (1)技術的支援 (P61-73) ○災害派遣 ・令和 6 年能登半島地震ほか、被災地を中心に 44 件、延べ 196 人・日を派遣し、調査・復旧等に関する技術指導を行った。(P61-62) ○平常時支援 ・災害その他の技術的課題への対応など幅広い課題について、様々な機関から寄せられた依頼に応じて職員の派遣等 376 件の技術指導を実施した。(P66-68) ・委員会への参画件数は 391 件、研修講師への派遣数は 104 件であった。(P69-70) ・地域の技術力向上のため、協力協定による地方公共団体への技術支援等を実施した。(P68-71) ・災害時の現場調査は 2 件（14 人日）、平常時における現場調査は 161 件（493 人日）であった。(P71-72) (2)研究開発成果の普及 (P74-91) ○研究開発成果の技術基準類への反映による社会実装 ・成果の普及を推進した結果、5 件の技術基準類等に研究	貢献。 ・能登半島地震による谷埋め高盛土の被災について、学会等への情報提供、中間とりまとめの公表、マスメディアへの取材対応と段階を踏んだ適時的確な情報提供により、被災要因や被災を抑制する対策等の正しい理解を広く一般に広報。 (1)技術的支援 ・災害発生時における国土交通省等の要請に対する技術的支援件数は 44 件（延べ 196 人・日）であった。 ・平常時における災害その他の技術的課題への対応など幅広い課題について、様々な機関から寄せられた依頼に応じて職員の派遣等 376 件の技術指導を実施した。 (2)研究開発成果の普及 ・技術基準類への成果反映数は 5
--	--	--	--	---	--

			・共同研究件数 (基準値：28 件以上) ・講演会・説明会等の聴講者数 (WEB 参加者含む) (基準値：4,300 人以上) ・技術基準類への成果反映数 (基準値：5 件以上) ・国際的委員会等への参画者数 (基準値：3 人以上) <モニタリング指標> ・招へい研究員の全数 ・交流研究員受入数 ・競争的資金等の獲得件数 ・現場調査実績 ・技術資料の策定・改定数 ・論文・雑誌等の発表数 ・施設見学者数等 ・技術支援実績 ・災害支援実績 ・委員会・研修講師派遣数 ・国際会議での講演数 ・国際協力機構や政策研究大学院大学と連携した修士・博士の修了数 ・国際協力機構等と連携した研修受講者数	成果が反映された。(P74-77) ・国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等に容易に活用できるよう、4 件の技術資料の策定・改訂を行った。(P79-80) ○学術誌等による成果普及 ・関係学協会等での報告や論文発表として、300 件の論文発表 (内訳は査読付き 58 件、査読無し 242 件) を行った。(P80-81) ○講演会、説明会等による普及 ・土木研究所講演会、寒地土木研究所講演会等の講演会や説明会等を開催し、合計 7,856 名の来場者 (内訳は会場 1,412 名、Web6,444 名) があった。(P81) ・科学技術週間、国土交通 Day、土木の日等の行事の一環等により一般市民を対象とした構内研究施設の一般公開を実施し合計 13,577 名が来場したほか、施設見学者は 2,215 名であった。(P87-88) ○その他の手段を活用した成果の普及 ・土研の開発技術の中から、適用効果が高く普及が見込める、あるいは見込めそうな技術として、重点普及技術を 56 件、準重点普及技術を 23 件選定した。(P90-91) (3)国際貢献 (P92-108) ○研究開発成果の国際的な普及・技術移転 ・国際的機関の委員として、職員 6 人が参画した。(P94-95) ・国際会議等において、21 件の講演を行った。(P96-97) ・JICA 等からの要請により 31 カ国から 56 名の研修生を受け入れた。(P97-98) ○水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) による貢献 ・水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) により、研究活動、能力育成活動、情報ネットワーク活動を通じた国際貢献を実施した。例えば、能力育成活動については、修士課程 12 名に学位を授与した。(P101-108) (4)他機関との連携 (P109-118) ○共同研究及び人的交流による連携 ・大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため共同研究を実施し、共同研究件数は 7 件であった。(P109) ・交流研究員の受け入れ人数は 17 人であった。(P110-111) ○その他の連携 ・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより新たに 14 件の競争的資金を獲得し、28 件の研究を実施した。(P113-114) ・内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第三期に向けた課題候補「スマートインフラマネジメントシステムの構築」に係る研究推進法人となり、担当部署として戦略的イノベーション研究推進事務局として、活動を開	件であり、基準値である 5 件を達成し、100%であった。 ・講演会等の来場者数は 7,856 人であり、基準値である 4,300 人の約 183%で達成した。 (3)国際貢献 ・国際的委員会等への参画者数は 6 人であり、基準値である 3 人の 200%で達成した。 (4)他機関との連携 ・共同研究件数は、7 件であり、基準値である 28 件の 25%であった。 ・公募により各サブ課題の研究開発責任者を選定し、研究開発の始動を支援しました。CSTI 有識者議員からは、研究開発のマネジ
--	--	--	---	---	--

					始した。(P116)	メント支援を通じて、SIP 第 3 期の 1 年目としてミッション、目標が明確に整理されて計画通りに進捗しているとの評価を受けた。 <課題と対応> 令和 6 年度も引き続き、自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献に資する研究開発プログラムに取り組む。	
--	--	--	--	--	------------	---	--

※ 法人の主な業務実績等に記載されているページ番号は「令和 5 年度業務実績報告書」の掲載箇所である。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1（2）	スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献		
関連する政策・施策	政策目標 11 ICT の利活用及び技術研究開発の推進 施策目標 41 技術研究開発を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人土木研究所法第 12 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号
当該項目の重要度、困難度	重要度:高、困難度:高	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	4 3 4， 4 3 5

2. 主要な経年データ																
①主な参考指標情報 太字は評価指標										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	基準値等	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度				R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか	B	A	A							予算額（千円）	3,096,812	3,117,779				
成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	B	A	A							決算額（千円）	2,977,625	3,358,007				
成果・取組が生産性向上・変革に貢献するものであるか	B	B	A							経常費用（千円）	3,312,686	3,096,204				
研究成果の最大化のための具体的な取組がなされているか	B	A	S							経常利益（千円）	61,814	10,589				
共同研究件数（件）	40	29	31							行政コスト（千円）	3,568,989	3,348,167				
講演会・説明会等の聴講者数(人)	4,300	5,079	7,856							従事人員数（人）	441 の内数	452 の内数				
技術基準類への成果反映数（件）	9	3	8													
国際的委員会等への参画者数（人）	9	2	5													
招へい研究員の全数（人）	－	13	10													
交流研究員受入数（人）	－	8	26													
競争的資金等の獲得件数（件）	－	14	19													
現場調査実績（件）	－	287	236													
技術資料の策定・改訂数（件）	－	4	2													
論文・雑誌等の発表数（件）	－	271	298													
施設見学者数等（人）	－	1,753	2,215													
技術支援実績（件）	－	1,050	988													
災害支援実績（件）	－	9	13													
委員会・研修講師派遣数（件）	－	748	726													
国際会議での講演数（件）	－	1	0													
国際協力機構等と連携した研修受講者数（人）	－	59	155													

※ 1 土木研究所に設置された外部評価委員会により、妥当性の観点、社会的観点、生産性の観点、研究開発成果の最大化の観点（他機関との連携、成果の普及・行政への技術的支援、国際貢献）について、総合的な評価を行う。

注）予算額、決算額は支出額を記載。

注）四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸 (評価の視点)、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
					主な業務実績等	自己評価	
	第 3 章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 土研は、第 1 章に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。研究開発を進めるにあたっては、組織横断的・分野横断的に柔軟に取り組むものとする。なお、新たな課題が生じた場合には、これらに係る研究開発への取組も同様とする。 その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまともによりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進めるものとする。なお、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。 併せて、研究開発成果の最大化のため、研究開発においても PDCA サイクルの推進を図ることとし、研究開発成果のその後の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行うものとする。 土研は 1.～3. に示す研究開発を一定の事業のまともりと捉えて推進し、評価を行うものとする。なお、研究開発の実施にあたっては、次に述べる技術的支援、研究開発成果の普及、国際貢献、産学官連携、デジタル技術を活用した研究開発の各事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。 まず、技術的支援については、近年は、広域多発的な激甚災害等が発生しており、今後もその発生が懸念されている状況においては、限られた専門家で効率的に技術的支援を行う必要があることから、平常時の技術的支援を含めて、簡易かつ迅速に対応できる環境整備を行うことでより多くの現場の要請に応える必要がある。そこで、遠隔でも効果的かつ多くの現場を対象に迅速な技術的支援の実現を図るものとする。 研究開発成果の普及については、デジタル技術を活用して、より幅広い対象に視覚的に理解しやすい形で国内外に成果の普及を促進することで成果の最大化を図るとともに、土研が培った技術や経験・ノウハウを国内外に広く展開することで我が国の土木分野における技術力の向上が期待される。そのため、土研の研究開発成果については、これまで全国の主要都市で講演会・展示会や、マニュアル類の説明会等を行ってきたところであるが、デジタル技術を活用するなどにより、技術的支援を必要とする地方公共団体をはじめ、より幅広い対象に分かりやすい情報提供・発信を行って成果の普及を積極的に促進する。さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、出資並びに人的及び技術的援助の	第 1 章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 土研は、国立研究開発法人土木研究所法（平成 11 年法律第 205 号）第 3 条に定められた目的を達成するため、国土交通省技術基本計画、社会資本整備重点計画、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策、国土形成計画、北海道総合開発計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たす。また、北海道開発行政に係る農水産業の振興を図る調査、試験、研究及び開発等については、食料・農業・農村基本計画、水産基本計画、みどりの食料システム戦略を踏まえ実施する。 土研は、上記に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、1. (1)～(3) に示す研究開発を一定の事業のまともりと捉えて推進し、評価を行う。研究開発を進めるにあたっては、組織横断的・分野横断的に柔軟に取り組む。なお、新たな課題が生じた場合には、これらに係る研究開発への取組も同様とする。 その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまともによりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進める。研究開発プログラムは、別表-1 に示すものとし、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。 併せて、研究開発成果の最大化のため、PDCA サイクルの推進を図り、研究開発成果の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行う。 1. 研究開発 (2) スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献 インフラの老朽化に伴う機能低下の加速や生産年齢人口の減少に伴うインフラ管理の現場の担い手不足の対応として、3 次元データや AI 等のデジタル技術を活用し、予防保全型メンテナンスへの転換、建設現場の生産性向上を推進するなど、現場の働き方を飛躍的に変革するため、より効率的な施設の管理に関する技術の研究開発に取り組む。また、取組にあたっては、インフラによる新たな価値を創造し、インフラの持続可能性を高めることに配慮する。 2. 成果の最大化に向けた取組 研究開発の実施にあたっては、次に述べる技術的支援、研究開発成果の普及、国際貢献、他機関との連携の各事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。この際、進化するデジタル技術を活用し、より効率的・効果的に取り組む。 (1) 技術的支援 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員のパ派遣等により、技術的支援を積極的に展開するとともに、その実績を蓄積し活用する等、以下の取組を推進する。 なお、近年発生している広域多発的な激甚災害は、今後もその発生が懸念されているため、限られた専門家で効率的に技術的支援を行う必要があることから、現場の詳細な映像等の大容量データを高速で通信するハードウェア・ソフトウェアの設備の充実を図ることで、遠隔で技術指導を行うことを可能とする。このことにより、平常時の技術的支援を含めて、多くの現場を対象に迅速な技術的支援を行う。 また、国や地方公共団体が設置する委員会・検討会、研修等については、要請に基づき職員を派遣し、技術的支援を行うとともに、技術者の育成を図り、技術力の向上に寄与する。 ・災害派遣 国立研究開発法人土木研究所法（平成 11 年法律第 205 号）第 15 条による国土交通大臣の指示があった場合または必要と判断した場合は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）	第 1 章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 土研は、国立研究開発法人土木研究所法（平成 11 年法律第 205 号）第 3 条に定められた目的を達成するため、国土交通省技術基本計画、社会資本整備重点計画、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策、国土形成計画、北海道総合開発計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たす。 また、北海道開発行政に係る農水産業の振興を図る調査、試験、研究及び開発等については、食料・農業・農村基本計画、水産基本計画、みどりの食料システム戦略を踏まえ実施する。 土研は、上記に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、1. (1)～(3) に示す研究開発を一定の事業のまともりと捉えて推進し、評価を行う。研究開発を進めるにあたっては、組織横断的・分野横断的に柔軟に取り組む。なお、新たな課題が生じた場合には、これらに係る研究開発への取組も同様とする。 その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまともによりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進める。研究開発プログラムは、別表-1 に示すものとし、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。 併せて、研究開発成果の最大化のため、PDCA サイクルの推進を図り、研究開発成果の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行う。 1. 研究開発 (2) スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献 インフラの老朽化に伴う機能低下の加速や生産年齢人口の減少に伴うインフラ管理の現場の担い手不足の対応として、3 次元データや AI 等のデジタル技術を活用し、予防保全型メンテナンスへの転換、建設現場の生産性向上を推進するなど、現場の働き方を飛躍的に変革するため、より効率的な施設の管理に関する技術の研究開発に取り組む。また、取組にあたっては、インフラによる新たな価値を創造し、インフラの持続可能性を高めることに配慮する。 2. 成果の最大化に向けた取組 研究開発の実施にあたっては、次に述べる技術的支援、研究開発成果の普及、国際貢献、他機関との連携の各事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。この際、進化するデジタル技術を活用し、より効率的・効果的に取り組む。 (1) 技術的支援 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員のパ派遣等により、技術的支援を積極的に展開するとともに、その実績を蓄積し活用する等、以下の取組を推進する。 なお、近年発生している広域多発的な激甚災害は、今後もその発生が懸念されているため、限られた専門家で効率的に技術的支援を行う必要があることから、現場の詳細な映像等の大容量データを高速で通信するハードウェア・ソフトウェアの設備の充実を図ることで、遠隔で技術指導を行うことを可能とする。このことにより、平常時の技術的支援を含めて、多くの現場を対象に迅速な技術的支援を行う。 また、国や地方公共団体が設置する委員会・検討会、研修等については、要請に基づき職員を派遣し、技術的支援を行うとともに、技術者の育成を図り、技術力の向上に寄与する。 ・災害派遣 国立研究開発法人土木研究所法（平成 11 年法律第 205 号）第 15 条による国土交通大臣の指示があった場合または必要と判断した場合は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）	＜評価軸＞ ・成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか ・成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか ・成果・取組が生産性向上・変革に貢献するものであるか ・研究成果の最大化のための具体的な取り組みがなされているか（基準値：全て B 以上）	＜主要な業務実績＞ ○研究開発プログラム(5) 気候変動下における継続的な流域及び河道の監視・管理技術の開発 ・①新技術を活用した流域・河道等の監視・評価技術の開発、②外力増大と多様な流況に対応できる河道・河川構造物の設計技術の開発、③河道・河川構造物の予防保全型維持管理技術の開発に取り組んだ。（P26-27、168-169） ・令和 4 年度より、治水と環境の両立に向けた新たな流水型ダムの実現化に向けて、水理模型実験による受託研究を実施している。繰り返し実験を行う中で、減勢工に隔壁を設け、洪水時と平水時の流れを対象流量別に分離することで、環境に極限まで配慮した中央部の副ダムを無くした構造を導き出した。受託研究成果は現場事務所の環境影響評価準備レポートへ反映され、事業の理解を補助・推進する役割を果たすとともに、従来の環境影響評価に無い、設計段階から具体的な環境影響評価と影響低減を取り込む水理設計を行ったことで、今後のダム事業の進め方における新たなフェーズを提示した。（P168） ・「ネイチャーポジティブ」を実現するためには、定量的な評価指標と、評価結果に基づいた目標の設定が必要である。河川環境の評価手法と環境目標の設定手法について検討しており、令和 5 年度には 109 ある一級水系を対象に、過去から現在までに記録された全魚種を「河川が本来有している魚の種数」として集約し、この値に対する「最新の調査で確認された魚の種数」の割合により河川環境を評価できることを提案した。この評価を行うことで、水系ごとに目指すべき環境目標を具体的に設定することも可能となることを示した。（P169） ○研究開発プログラム(6) 社会インフラの長寿命・信頼性向上を目指した更新・新設に関する研究開発 ・①新たに解明した破損・損傷メカニズムに対応した構造物の更新・新設技術の開発、②破損・損傷の実態を考慮した、より長寿命な構造物への更新・新設を実現する新材料・新工法の開発、③地質・地盤リスクに適切に対応し、計画から管理までを見通したインフラの信頼性を向上させる技術の開発に取り組んだ。（P28-29、171-172、197-198） ・アンカー工では、地質・地盤リスクの影響に関する現地調査や実験結果から得られた知見により、第三者被害防止の観点からアンカー工の破断による飛出し対策として、従来に比べて安価にもかかわらず、現場での施工性が向上したアンカー飛出し防護装置を開発した。（P29） ・下水道施設の有機酸腐食等に対する防食工法の設計手法の確立に向けた検討として、浸漬試験と実際の処理場の確認を行った。実験の結果、イオンの形態で存在する割合が大きいほど、質量変化率が小さくなることを確認した。また、酢酸等の分子量の小さい有機酸による防食被覆材の劣化は、酸解離定数に影響されているという考察を実際の処理場に当てはめると、pH 測定結果からイオンの形態	＜評定と根拠＞ 評定：A 土木研究所に設置された外部評価委員会における評価、及び、評価指標の達成状況等を総合的に勘案し、自己評価は A とした。 ○成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、A 評価とされた。 ・川辺川流水型ダムにおける水理検討の研究成果が環境影響評価準備レポートへ反映され、事業の理解を補助・推進する役割を果たすとともに、従来の環境影響評価には無い、設計段階から具体的な環境影響評価とその低減を取り込む放流設備設計を行ったことで、今後のダム事業の進め方における新たなフェーズを提示するなど国の施策の推進に貢献。 ・橋梁の設計実務を想定し、水平力を受ける橋梁上部構造の立体挙動を考慮した数値解析用の立体骨組モデルを提示。立体挙動により生じる対傾構等の部材応答を概ね推定できることを確認し、損傷制御により長寿命化をはかる橋梁設計手法の創出に貢献。 ・令和 5 年 7 月洪水で落橋した熊本県山都町金内橋について、県からの技術支援要請を受けて、現地調査で外観上変状は見られないものの洗掘や吸い出しによる影響が生じている可能性がある橋台周辺も含めて地盤の状態を確認し、これらの影響を考慮した上で基礎の安定性を確保することなど、研究で蓄積された知見に基づく技術的助言を行い、早期の応急復旧（約 5 か月）に貢献。 ・能登半島地震によるトンネル被災に際し、捜索にあっている自衛隊からの専門家派遣要請に応じ、国交省が土研職員を推挙。自衛隊と大谷トンネルを調査し、	評定（右に S、A、B、C、D を記入） ＜評定に至った理由＞（業務運営の状況、研究開発成果の創出 の状況及び将来の成果の創出の期待等 を踏まえ、評定に至った根拠を具体的か つ明確に記載） ＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞（審議会の意見を記載するなど）

	手段の活用を図るものとする。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直すものとする。 土木技術を活かした国際貢献については、関係機関とも連携しつつ、国際標準化や技術移転など成果の国際的な普及に戦略的に取り組み、我が国企業の国際競争力強化を支援するとともに、アジアをはじめとした世界への貢献を目指すものとする。 産学官連携によるイノベーションについては、様々な分野の機関との連携を推進することなどを通じて、民間企業等において新たに開発された技術の活用及び普及の促進により、建設現場にイノベーションをもたらし、生産性向上や労働力不足等に対応するとともに、品質や安全性の飛躍的な向上等に貢献することが期待される。このため、現場における研究課題の解決に向けて、国内外の幅広い知見を取り入れるため大学や民間企業等と適切な連携・人的交流を行うとともに、民間企業の研究開発促進や、開発した技術を現場で適用する環境の整備を図るため、第三者的な立場にある土研が中心となって、産学官連携を強化する。具体的には、研究開発の特性に応じ、政府出資金を活用した委託研究、統一規格の提案等を行い民間企業による技術開発の環境整備を推進するものとする。さらに、共同研究の積極的な実施により、民間企業と現場における課題を共有し、民間企業による技術開発の社会実装を促進するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むものとする。 デジタル技術の研究開発への活用については、急速に進化するデジタル技術を活用することにより、現場の飛躍的な生産性向上などに貢献する研究開発が求められていることから、研究開発においてもこのようなデジタル技術に常に関心を持ち、現場における課題の解決にその技術を積極的に活用するものとする。 2. スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献 インフラの老朽化に伴う機能低下の加速や生産年齢人口の減少に伴うインフラ管理の現場の担い手不足の対応として、3次元データやAI等のデジタル技術を活用し、予防保全型メンテナンスへの転換、建設現場の生産性向上を推進するなど、現場の働き方を飛躍的に変革するため、より効率的な施設の管理に関する技術の研究開発に取り組むものとする。このことにより、インフラによる新たな価値を創造し、インフラの持続可能性を高めることへの貢献が期待される。 (1) インフラメンテナンスの高度化・効率化 老朽化によるインフラ機能低下の進行に対応し、我が国の適正な行政・社会経済システムの維持、トータルコスト削減に資するため、構造物の予防保全型メンテナンスに資する技術開発、継続的な流域及び河道の監視・管理技術の開発、積雪寒冷環境下における効率的な管理技術の開発、インフラの長寿命・信頼性向上を目指した更新・新設に関する研究開発等を行うものとする。 (2) デジタル技術による施工・管理現場の改革 生産年齢人口の減少により現場の担い手が不足する中にも、これまでと同様にインフラの整備を行うには、	に基づき定める防災業務計画に従い土木研究所緊急災害対策派遣隊（土木研究所 TEC-FORCE）を派遣する等、技術的支援を積極的に展開する。 ・平常時支援 技術指導規程に基づき、良質な社会資本の効率的な整備や土木技術の向上、北海道の開発の推進等の観点から適切と認められるものについて、積極的に技術的支援を実施する。 また、技術的支援を通じて積極的に外部への技術移転を行うとともに、地方整備局等の各技術分野の技術者とのネットワークを活用して、関連する技術情報等を適切な形で提供する。 さらに、地方整備局等から事業実施上の技術的課題の解決のために必要となる試験研究を受託し、確実に実施する。 (2) 研究開発成果の普及 研究開発成果の社会実装を推進するため、技術基準類への反映や学術誌等による成果普及を図るとともに、デジタル技術を活用した講演会、説明会等による一層の成果普及を図るものとし、以下の取組を推進する。 ・研究開発成果の技術基準類への反映による社会実装 研究開発成果については、土木研究所報告や土木研究所資料、技術基準類を補足するガイドライン・マニュアル等をはじめとする各種の技術資料や出版物としてとりまとめることで、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定、国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等への活用につなげる。 ・学術誌等による成果普及 研究開発成果については、国内外の学術誌等への論文発表、関係学協会での発表を行い普及に努める。また、現場技術者向けの技術誌を通じた成果の普及や広く情報発信が可能なインターネット等を活用した成果の普及は、効果的に実施できることから積極的に行い、成果の普及促進を図る。 ・講演会、説明会等による普及 国や地方公共団体の職員等を対象とした講演会、技術展示会、研究開発成果に関する説明会、講習会については、デジタル技術を活用することでより幅広い対象に視覚的に理解しやすい形で実施し、土研が培った技術や経験・ノウハウを広く展開し、我が国の土木分野における技術力の向上を図る。これらの実施にあたっては、遠隔地からの参加を促すために Web 配信などのデジタル技術を活用し、地方公共団体をはじめ、より幅広い対象に分かりやすい情報提供を行う。 また、一般市民を対象とした研究施設の一般公開を実施するとともに、その他の構外施設等についても随時一般市民に公開するよう努める。 ・その他の手段を活用した成果の普及 研究開発成果を効果的に普及するため、重点的に普及を図るべき技術を選定し普及活動を展開する。また、知的財産権の活用を促すための活動も同様に展開する。 さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、出資並びに人的及び技術的援助の手段の活用を図る。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直す。 (3) 国際貢献 研究開発成果の国際的な普及・技術移転や水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）による貢献を果たすため、以下の取組を推進する。 ・研究開発成果の国際的な普及・技術移転 土木技術を活かした国際貢献については、関係機関とも連携しつつ、下水道や材料分野などにおいて国際標準化や技術移転など成果の国際的な普及に戦略的に取り組み、我が国の企業の国際競争力強化を支援する。	に基づき定める防災業務計画に従い土木研究所緊急災害対策派遣隊（土木研究所 TEC-FORCE）を派遣する等、技術的支援を積極的に展開する。 ・平常時支援 技術指導規程に基づき、良質な社会資本の効率的な整備や土木技術の向上、北海道の開発の推進等の観点から適切と認められるものについて、積極的に技術的支援を実施する。 また、技術的支援を通じて積極的に外部への技術移転を行うとともに、地方整備局等の各技術分野の技術者とのネットワークを活用して、関連する技術情報等を適切な形で提供する。 さらに、地方整備局等から事業実施上の技術的課題の解決のために必要となる試験研究を受託し、確実に実施する。 (2) 研究開発成果の普及 研究開発成果の社会実装を推進するため、技術基準類への反映や学術誌等による成果普及を図るとともに、デジタル技術を活用した講演会、説明会等による一層の成果普及を図るものとし、以下の取組を推進する。 ・研究開発成果の技術基準類への反映による社会実装 研究開発成果については、土木研究所報告や土木研究所資料、共同研究報告書、寒地土木研究所月報、技術基準類を補足するガイドライン・マニュアル等をはじめとする各種の技術資料や出版物としてとりまとめることで、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定、国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等への活用につなげる。 ・学術誌等による成果普及 研究開発成果については、国内外の学術誌等への論文発表、関係学協会での発表を行い普及に努める。また、現場技術者向けの技術誌を通じた成果の普及や広く情報発信が可能なインターネット等を活用した成果の普及は、効果的に実施できることから積極的に行い、成果の普及促進を図る。 ・講演会、説明会等による普及 国や地方公共団体の職員等を対象とした講演会、技術展示会、研究開発成果に関する説明会、講習会については、デジタル技術を活用することでより幅広い対象に視覚的に理解しやすい形で実施し、土研が培った技術や経験・ノウハウを広く展開し、我が国の土木分野における技術力の向上を図る。これらの実施にあたっては、遠隔地からの参加を促すために Web 配信などのデジタル技術を活用し、地方公共団体をはじめ、より幅広い対象に分かりやすい情報提供を行う。 具体的には、土木研究所講演会、寒地土木研究所講演会、CAESAR 講演会、iMaRRC 講演会（セミナー）を実施する。また、技術展示会として新技術ショーケースや、積雪寒冷環境に対応可能な土木技術等に関する研究開発成果の全国への普及を見据えた新技術説明会を開催する。 さらに、北海道開発局等と連携して産学官の技術者の交流及び連携を図るフォーラムや現地講習会等を開催し、社会資本整備に関する技術力の向上及び技術の継承に貢献する。 また、科学技術週間（4 月）、国土交通 Day（7 月）、土木の日（11 月）等の行事の一環等により、一般市民を対象とした構内研究施設の一般公開を実施するとともに、その他の構外施設等についても随時一般市民に公開するよう努める。さらに、ウェブページ上で一般市民向けに、研究活動・成果を分かりやすく紹介する情報発信を行う。 ・その他の手段を活用した成果の普及 研究開発成果を効果的に普及するため、重点的に普及を図るべき技術を選定し、新技術ショーケース等による普及活動や現場の技術者との意見交換会を展開する。また、知的財産権の活用を促すための活動も同様に展開する。 さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、出資並びに人的及び技術的援助の手段の活用を図るべく、適切に案件を見極め、その援助の手段について検討を進める。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直す。 (3) 国際貢献 研究開発成果の国際的な普及・技術移転や水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）による貢献を果たすため、以下の取組を推進する。 ・研究開発成果の国際的な普及・技術移転 土木技術を活かした国際貢献については、国際標準化機構（ISO）の国際委員会等において、国内技術の動向と整合した国際規格が作成されるよう活動を行い、技術移転など成果の国際的な普及に戦略的に取り組み、我が国の企業の国際競争力	が少ない設備となる「重力濃縮槽周辺設備」と「生ごみ等の受入施設」において、劣化に注意が必要となることが分かった。（P171） ・3 次元設計への転換に向けて、地震等による水平荷重に対する上部構造の立体挙動を表現することを目的に、設計実務を想定した複数の比較的簡易な立体骨組モデル（図-3）を考案し、応答評価の妥当性について検討を行った。実験結果や詳細な解析との比較検証から、立体挙動により生じる対傾構や横構等の上部構造を構成する部材の応答を約 20%の誤差の範囲で推定できることが確認された。（P172） ・令和 6 年能登半島地震の社会への影響をかんがみて、緊急実施した現地調査の様子、土木研究所における過去の実験動画を X（旧ツイッター）、土木研究所 Web ページで公開した。また平成 19 年地震の被害と復旧に関する情報と令和 6 年被害の比較分析結果を、現地被害調査を行う土木学会、地盤工学会に提供した。また橋梁、トンネルなどの構造物とあわせて調査結果を公表するなど即時性を重視して、様々なメディアを利用した重層的情報提供を行った。マスメディアからの取材にも積極的に協力し、NHK スペシャル、朝日新聞などでも大きく取り上げられることとなり、研究成果を広く社会に発信するとともに、正確な情報の発信を通じて、社会不安の解消に貢献した。（P197） ・令和 6 年能登半島地震道路構造物の被災に対する専門調査結果（中間報告）のとりまとめ、社会資本整備審議会・道路技術小委員会「令和 6 年能登半島地震を踏まえた道路構造物（橋梁、土工、トンネル）の技術基準の方向性（案）」において、現行の技術基準の検証を行った。（P197） ・令和 6 年能登半島地震において、国道 249 号の大谷トンネル（珠州市）や中屋トンネル（輪島市）等で覆工が崩落するなどの規模の大きな被害が発生した。自衛隊や国土交通省からの専門家派遣要請に応じ、土木研究所からトンネルチームの職員を現地に派遣し、二次災害の危険性等に関わる技術的所見や復旧方針等の技術支援を行った。 さらに、被災原因の究明とともに復旧工法等の検討のために国土交通省が設置した能登半島地震道路復旧技術検討委員会（委員長：川村國夫 金沢工業大学教授）に委員として参画し、過去の地震において土木研究所に蓄積されてきた知見に基づいて、被災したトンネルの応急・本復旧に向けた技術的助言を行った。（P198） ○研究開発プログラム(7) 構造物の予防保全型メンテナンスに資する技術の開発 ・①適切な診断を可能とするために、変状を的確かつ合理的に捉える点検技術の開発、②損傷メカニズムに応じた状態評価と措置方針を示す診断技術及び支援システムの開発、③構造物の設置環境、施工上の制約などに対応した効果的な措置技術の開発に取り組んだ。（P30-31、63-64、173-174、197-198） ・UAV 等で取得した画像を活用した点検の省力化手法の開発を目的に、小型 UAV で鋼橋の塗膜割れを再現した試験体を撮影し、取得画像から塗膜割れ検知に必要な条件を把握した。土砂化の原因となる RC 床版上面の滯水範囲を非破壊で検知する滯水推定 AI を実橋で試行し、「車載式電磁波レーダを用いた床版上面の滯水検知に関する手引き（案）」を作成した。（P30）	本研究開発プログラムで実施中の診断技術の研究等で培われてきた専門的知見等を踏まえ、二次災害の危険性等に関わる所見を報告することで、早期復旧に貢献。 ○成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、A 評価とされた。 ・流水型ダムの放流設備設計において、従来の放流量制御など水理機能のみでなく、新たに砂礫・生物の通過に関する環境面での機能を加えて設計条件として整理し、水理模型実験による構造検討を実施。その結果、砂礫・生物の通過を妨げる河床部放流設備前の副ダムを無くした減勢施設と河道と同様に平水時に水路底面が砂礫に覆われる放流水路形状を提案。環境への影響を極限まで最小化する新たな流水型ダムの創出に貢献。 ・下水道施設の耐硫酸性を有する防食被覆材の劣化事例に対し、防食被覆材の浸漬試験により有機酸がイオンの形態で存在する割合が大きいほど防食被覆への浸入が抑制されることを確認。分子量の小さい有機酸による防食被覆材の劣化が発生しうる個所の特定が可能となり、下水道施設の維持管理における新たな防食技術開発への貢献に期待。 ・道路の舗装体においてジオシンセティックス排水材と不織布排水材を組み合わせて使用することにより、より効率的な排水が可能となる新知見を得た。ポットホール抑制につながる凍上対策や融解期の支持力低下抑制技術への貢献が期待。 ・油圧ショベルによる掘削作業時のセンサデータと地盤性状データに相関があり、施工中のデータから掘削土質判定が可能であることを明らかにした。掘削データから土質分類が可能になるなど新たな施工手法や管理手法の創出に貢献。 ○成果・取組が生産性向上・変革に貢献するものであるか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等
--	---	--	---	---	--

	生産性を格段に上げる必要があるため、デジタル技術を活用した自動化・自律化や品質管理手法等により、インフラの施工・管理を行う現場の働き方を改革する研究開発等を行うものとする。 【重要度・高】スマートで持続可能な社会資本の管理については、国土交通行政における主要な位置を占めるものであり、国土交通省の社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）の重点施策や防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）の重要な目的になっており、加速度的に進行するインフラの老朽化や生産年齢人口の減少による我が国の社会経済システムの機能不全に対応するために極めて重要である。 【困難度・高】老朽化する施設の割合が加速度的に増加する中で、維持管理のための技術の蓄積はこれまで十分でないことに加え、生産年齢人口の減少も重なってきたことから、この課題を解決するためには、従来の手法にとらわれずに発想の転換やデジタル技術の活用等による対処が必要となっており、短期間で課題を解決することは極めて困難である。	また、国や地域の状況に応じて、我が国特有の自然条件や地理的条件等の下で培った土木技術を活用し、アジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を目指す。このため、科学技術協力協定等に基づいて海外の研究機関等との共同研究・研究協力を行い成果の質の向上を図るとともに、国際会議等にも積極的に参画し技術の普及促進を図る。その際、社会資本の整備・管理を担う諸外国の人材育成に積極的に取り組む。 さらに、国土交通省、国際協力機構、外国機関等からの派遣要請に応じ、諸外国での水災害、土砂災害、地震災害等からの復旧に資する確かな助言や各種調査・指導を行う。	強化を支援する。 また、国や地域の状況に応じて、我が国特有の自然条件や地理的条件等の下で培った土木技術を活用し、アジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を目指す。このため、科学技術協力協定等に基づいて海外の研究機関等との共同研究・研究協力を行い成果の質の向上を図るとともに、国際会議等にも積極的に参画し技術の普及促進を図る。 その際、国際協力機構（JICA）の課題別研修事業における研修員を積極的に受け入れ、社会資本の整備・管理を担う諸外国の人材育成に取り組む。 さらに、国土交通省、国際協力機構（JICA）、外国機関等からの派遣要請に応じ、諸外国での水災害、土砂災害、地震災害等からの復旧に資する確かな助言や各種調査・指導を行う。		・橋梁診断支援 AI システムについて、直轄点検調書を活用したシステムの検証を実施し、診断ロジックの妥当性を確認するとともに、システム入力時の参考資料の閲覧機能を追加するなどシステムの改良を実施した。RC 床版の土砂化の劣化メカニズムや要因を解明するために、土砂化の発生が疑われる橋梁を定期点検調書から抽出し、交通条件や環境条件等の影響を分析した。（P31）	
	・土木研究所では、熊本県からの要請により被災箇所には橋梁構造研究グループの専門家を派遣した。また別途、河道保全研究グループの専門家が調査に参加した。7月6日に現地入りした専門家は、橋台周辺も含めて地盤の状態を確認し、洗掘や吸出しによる影響を考慮した上で基礎の安定性を確保することなどの復旧にあたっての技術的助言を行い、早期の応急復旧に貢献した。（P63-64） ・無塗装でも高い防食性を有する高耐久鋼材（ステンレス鋼）を活用した鋼橋の腐食した部材の更新技術の開発を進めている。部材更新するステンレス鋼と既設部材の普通鋼の接触においては異種金属接触腐食が生じるため、接触面に絶縁処理を施す必要がある。 この絶縁処理の耐久性を確認するために、これまでに、室内での腐食促進試験や、屋外での暴露試験を実施している。これまでに、道路橋、側道橋、歩道橋の3橋で試験適用を行い、一部は設置から1年以上が経過しているが、近接目視などの追跡調査により、有害な腐食は発生していないことを確認した。（P173）	・水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）による貢献 水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）においては、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するため、水災害関連のリスクマネジメントに関する研究開発・能力育成・国際的な情報ネットワークの構築を一体的に推進する。 研究開発成果については、ユネスコ等の国際機関のプロジェクトに参画し、成果の活用や普及を図る。能力育成については、国際協力機構や政策研究大学院大学と連携し、修士・博士課程の実施などを行う。また、国際的な情報ネットワークについては、ユネスコなどの国際機関と連携し、さらに強化する。	・水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）による貢献 水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）においては、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するため、水災害関連のリスクマネジメントに関する研究開発・能力育成・国際的な情報ネットワークの構築を一体的に推進する。 研究開発については、水災害関連分野のハザード及びリスクに関する調査・分析・評価技術の向上を図るとともに、ユネスコ等の国際機関のプロジェクトに参画し、得られた研究成果の活用や普及を図る。 能力育成については、政策研究大学院大学と国際協力機構との連携のもと、修士課程、博士課程を実施する。また、新規短期研修の検討や帰国研修生に対するフォローアップ活動を実施する。 また、国際的な情報ネットワークについては、UNESCAP/WMO 台風委員会への参画、アジア水循環イニシアティブ主催、国際洪水イニシアティブによる活動などを各関係機関と連携して推進し、さらに強化することで、防災の主流化に向けて総合的に取り組む。		・土木研究所では、熊本県からの要請により被災箇所には橋梁構造研究グループの専門家を派遣した。また別途、河道保全研究グループの専門家が調査に参加した。7月6日に現地入りした専門家は、橋台周辺も含めて地盤の状態を確認し、洗掘や吸出しによる影響を考慮した上で基礎の安定性を確保することなどの復旧にあたっての技術的助言を行い、早期の応急復旧に貢献した。（P63-64）	・橋梁診断AI システムについて、システム入力時の参考資料閲覧機能の拡張を含むシステム改良や鋼アーチ診断セットの新規作成を行い、共同研究報告書として公表。この診断 AI システムの構築により、道路管理者が行う予防保全段階の診断支援につながり、橋梁の長寿命化に資するとともに生産性向上に貢献。
	・共同研究及び人的交流による連携 産学官連携によるイノベーションについては、様々な分野の機関との連携を推進することなどを通じて、民間企業等において新たに開発された技術の活用及び普及の促進により、建設現場にイノベーションをもたらし、生産性向上や労働力不足等に対応するとともに、品質や安全性の飛躍的な向上等が期待される。このため、現場における研究課題の解決に向けて、国内外の他分野も含めた幅広い知見を取り入れるため大学や民間企業等と適切な連携・人的交流を行う。具体的には、積極的な共同研究の実施や研究員の招へい、交流研究員制度に基づく積極的な受け入れ、職員を在外研究員として派遣するなどの人的交流を行う。また、統一規格の提案を行うなどにより、民間企業の研究開発促進や、開発した技術を現場で適用する環境の整備を図る。	（4）他機関との連携 我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、以下の取組を推進する。	・共同研究及び人的交流による連携 産学官連携によるイノベーションについては、様々な分野の機関との連携を推進することなどを通じて、民間企業等において新たに開発された技術の活用及び普及の促進により、建設現場にイノベーションをもたらし、生産性向上や労働力不足等に対応するとともに、品質や安全性の飛躍的な向上等が期待される。このため、現場における研究課題の解決に向けて、国内外の他分野も含めた幅広い知見を取り入れるため大学や民間企業等と適切な連携・人的交流を行う。具体的には、個々の研究開発の特性に応じ、効果的かつ効率的な研究開発に資する共同研究を積極的に実施する。なお、共同研究の実施においては実施方法・役割分担等について十分な検討を行い、適切な実施体制を選定する。 また、研究員の招へい、交流研究員制度に基づく積極的な受け入れを行うとともに、在外研究員派遣制度に基づき土研の職員を海外に派遣する。 さらに、統一規格の提案に向けた取組を開始するなどにより、民間企業の研究開発促進や、開発した技術を現場で適用する環境の整備を図る。	（4）他機関との連携 我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、以下の取組を推進する。	・令和6年能登半島地震の社会への影響をかんがみて、緊急実施した現地調査の様子、土木研究所における過去の実験動画を X（旧ツイッター）、土木研究所 Web ページで公開した。また平成19年地震の被害と復旧に関する情報と令和6年被害の比較分析結果を、現地被害調査を行う土木学会、地盤工学会に提供した。また橋梁、トンネルなどの構造物とあわせて調査結果を公表するなど即時性を重視して、様々なメディアを利用した重層的情報提供を行った。マスメディアからの取材にも積極的に協力し、NHK スペシャル、朝日新聞などでも大きく取り上げられることとなり、研究成果を広く社会に発信するとともに、正確な情報の発信を通じて、社会不安の解消に貢献した。（P197）	・積雪寒冷環境下の道路舗装において融雪期に多発しているポットホールについて画像解析処理により検出位置を表示可能なシステムを作成。ポットホールなどの舗装欠損部の発生状況を定量的に把握する手法として活用でき、ポットホール点検や補修の効率化およびポットホール発生箇所を予測する技術の向上に貢献。
	・その他の連携 国土交通省が進める公共工事等における新技術活用システムに対し、土研内の体制を整備し、適切な支援を行うこと等により積極的に貢献する。 研究開発にあたっては国土交通省等の現場をフィールドとし、現地・現場調査を積極的に行い、現場における適用性や課題を把握する。また、研究機関等と適切な連携を図り、国の保有するデータを活用し、研究開発を推進する。 外部資金の獲得に関しては、社会的な要請が高い政府の競争的資金など、土研の役割に即した資金の積極的獲得に取り組む。 また、研究開発成果の最大化をさらに推進するために、大学や民間企業等と適切な連携を行う。具体的には、研究開発の特性に応じ、政府出資金を活用した委託研究、研究協力の積極的な実施を行う。		・その他の連携 国土交通省が進める公共工事等における新技術活用システムに対し、土研内に新技術活用評価委員会等の体制を整備し、適切な支援を行うこと等により積極的に貢献する。 研究開発にあたっては国土交通省等の現場をフィールドとし、現地・現場調査を積極的に行い、現場における適用性や課題を把握する。また、研究機関等と適切な連携を図り、国の保有するデータを活用し、研究開発を推進する。 外部資金の獲得に関しては、社会的な要請が高い政府の競争的資金など、土研の役割に即した資金の積極的獲得に取り組む。 また、研究開発成果の最大化をさらに推進するために、産学官連携によるイノベーションの創出を強力に牽引し、大学や民間企業等と成果の実用化・事業化に向けた協働や支援等の取組を含めた適切な連携を行う。さらに、研究開発の特性に応じ、研究協力の積極的な実施を行うとともに、政府出資金を活用した委託研究については、採択した研究課題を着実に進捗管理し、次の公募について検討する。		・令和6年能登半島地震道路構造物の被災に対する専門調査結果（中間報告）のとりまとめ、社会資本整備審議会・道路技術小委員会「令和6年能登半島地震を踏まえた道路構造物（橋梁、土工、トンネル）の技術基準の方向性（案）」において、現行の技術基準の検証を行った。（P197）	・小規模クラスの排水機場ポンプ設備においてポンプ駆動装置を電動化に構造転換した場合、維持管理面で電動機が優位である知見を得た。従来のディーゼル機関と比較し、故障率の抑制と点検項目の大幅な低減が図られることから設備の信頼性向上、維持管理人員の省人化、省力化への貢献に期待。
					・令和6年能登半島地震において、国道249号の大谷トンネル（珠洲市）や中屋トンネル（輪島市）等で覆工が崩落するなどの規模の大きな被害が発生した。自衛隊や国土交通省からの専門家派遣要請に応じ、土木研究所からトンネルチームの職員を現地に派遣し、二次災害の危険性に関わる技術的所見や復旧方針等の技術支援を行った。 さらに、被災原因の究明とともに復旧工法等の検討のために国土交通省が設置した能登半島地震道路復旧技術検討委員会（委員長：川村國夫 金沢工業大学教授）に委員として参画し、過去の地震において土木研究所に蓄積されてきた知見に基づいて、被災したトンネルの応急・本復旧に向けた技術的助言を行った。（P198）	○研究成果の最大化のための具体的な取り組みがなされているか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、S 評価とされた。
					○研究開発プログラム(8)積雪寒冷環境下のインフラの効率的な維持管理技術の開発	・河川環境の定量的な評価手法と目標設定の提案を行い、国土交通省や有識者と連携し、委員会等の検討資料として提示した。河川水辺におけるネイチャーボジティブを実現する河川整備への貢

				・①積雪寒冷環境下のインフラの劣化状況の効率的調査・把握手法の開発、②積雪寒冷環境下のインフラの劣化に対する精度の高い予測・診断技術の開発、③積雪寒冷環境下のインフラの劣化に対する高耐久で効果的な措置技術(予防・事後)の開発に取り組んだ。(P32-33、178-179) ・ポットホールなど舗装損傷について、積雪寒冷地域では非積雪寒冷地域に比較して舗装損傷が発生する割合が高いことや、地球温暖化の影響により、積雪寒冷地域の冬期間の気温は経年的に上昇傾向である一方で、冬期間の降雨日数や融雪水量は経年的に増加傾向にあり、舗装損傷の新たな要因となっている可能性を提示した。また、路盤が凍結状態の時に降雨や融雪が発生すると、舗装内部へ浸透した水が路盤上部に滞留して支持力が低下し、車両の繰り返し荷重を受けることでひび割れが発生しやすくなり、そのような現象が繰り返し起こることで、通常では起こらない舗装損傷が発生しやすくなるメカニズムを提示した。(P174) ・暴露開始から充填材の状態を毎年撮影して劣化過程を記録した結果を整理し、充填材補修後 10 年間の耐久性等を確認した。また、暴露 10 年の試験体を回収して内部に浸透した塩化物イオン量や鉄筋の腐食状態を確認し、補修効果の持続性等の確認も行った。これらの結果から、厳しい環境では、有機系の充填材は 5 年程度でひび割れ等の亀裂が発生し、その後劣化が進行して補修効果が大きく低下することを確認した。(P175) ○研究開発プログラム(9)施工・管理分野の生産性向上に関する研究開発 ・①最先端デジタル技術を用いた省人化のための技術の開発、②最先端デジタル技術を用いた工程改革のための技術の開発に取り組んだ。(P34-35、176) ・昨年度に構築した共通制御信号原案に内包するセキュリティリスクの顕在化を目的として脅威分析を実施した。その結果 371 件のセキュリティリスク及びその対策要件を導出し、通信機器がセキュリティ上保持すべき要件を明らかにした。また自律施工基盤 OPERA を活用した機械土工の生産性向上に関する共同研究を推進した。(P34) ・土木機械設備の点検を容易とする設備構造面の簡略化において、排水機場ポンプ設備における維持管理の生産性向上に向け、実用化に有利な小規模設備を対象に、有望な電動化技術を調査した。これらの組合せ統合技術による電動化設備構想を検討し、現行の内燃機関による同設備との維持管理面の総合評価を行った結果、点検項目数や故障率など電動機の優位性を示すことができた。(P35) ・油圧ショベルデータ収集システムを開発している民間企業 2 グループと共同研究を開始し、土木研究所屋内実験施設や、民間企業の試験フィールドにて、様々な土質を用いた掘削実験を行い、掘削中のデータを収集した。その結果、熟練技能者操作方法の特徴把握や、データの特徴を解析することで剛性などの地盤性状をある程度類推可能なことを明らかにした。(P176)	献に期待。 ・能登半島地震の道路・盛土被災に関し、社整審・道路技術小委員会において報告した土研の専門調査結果が国交省の見解として採用されるなど、国の技術基準の検証に貢献。 ・斜面アンカーの飛出し防御装置の開発に際し、大学が得意とするアイデアと理論構築、土木研究所が得意とする実物大実験による検証技術や現場適用のノウハウを組み合わせることにより、「斜面からの飛出し物の防護構造」について特許を取得。 ・能登半島地震のトンネル被災に関し、社整審・道路技術小委員会において報告した土研の専門調査結果が国交省の見解として採用されるなど、国の技術基準の検証に貢献。 ・能登半島地震によるトンネルの被災に際し、能登半島地震道路復旧技術検討委員会に委員として参画し、過去の地震において土木研究所に蓄積された知見に基づいた二次災害の危険性等に関わる所見の報告など、被災したトンネル等の応急・本復旧に貢献。 ・自律施工の研究開発に関する取組を、自律施工の研究開発が盛んなフィンランドの大学・研究機関・民間企業等に紹介。これにより協調領域・自律施工技術基盤 OPERA の欧州への普及に期待。	
--	--	--	--	--	--	--

				(1)技術的支援(P61-73) ○災害派遣 ・令和6年能登半島地震ほか、被災地を中心に13件、延べ33人・日を派遣し、調査・復旧等に関する技術指導を行った。(P61-62) ○平常時支援 ・平常時支援について、土木技術に係る基準・指針の改定に関する内容など幅広い課題について、様々な機関から寄せられた依頼に応じて988件の技術指導を実施した。(P66-68) ・委員会への参画件数は726件、研修講師への派遣数は152件であった。(P64-65) ・地域の技術力向上のため、協力協定による地方公共団体への技術支援等を実施した。(P68-69) ・平常時における現場調査は236件(520人日)であった。(P72-73) ＜評価指標＞ ・共同研究件数 (基準値:40件以上) ・講演会・説明会等の聴講者数(WEB参加者含む) (基準値:4,300人以上) ・技術基準類への成果反映数 (基準値:9件以上) ・国際的委員会等への参画者数 (基準値:9人以上) ＜モニタリング指標＞ ・招へい研究員の全数 ・交流研究員受入数 ・競争的資金等の獲得件数 ・現場調査実績 ・技術資料の策定・改定数 ・論文・雑誌等の発表数 ・施設見学者数等 ・技術支援実績	(1)技術的支援 ・災害発生時における国土交通省等の要請に対する技術的支援件数は12件(延べ37人・日)であった。 ・平常時における災害その他の技術的課題への対応など幅広い課題について、様々な機関から寄せられた依頼に応じて職員の派遣等988件の技術指導を実施した。 (2)研究開発成果の普及 ・技術基準類への成果反映数は8件であり、基準値である9件の約88%であった。 ・講演会等の来場者数は7,856人であり、基準値である4,300人の約183%で達成した。 (3)国際貢献 ・国際的委員会等への参画者数は5人であり、基準値である9人の約56%であった。 (4)他機関との連携	
--	--	--	--	--	--	--

				・災害支援実績 ・委員会・研修講師派遣数 ・国際会議での講演数 ・国際協力機構や政策研究大学院大学と連携した修士・博士の修了数 ・国際協力機構等と連携した研修受講者数	○共同研究及び人的交流による連携 ・大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため共同研究を実施し、共同研究件数は31件であった。（P109） ・交流研究員の受け入れ人数は 26 人であった。（P110-111） ○その他の連携 ・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより新たに12件の競争的資金を獲得し、19件の研究を実施した。（P113-114） ・内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第三期に向けた課題候補「スマートインフラマネジメントシステムの構築」に係る研究推進法人となり、担当部署として戦略的イノベーション研究推進事務局として、活動を開始した。（P116） ・国土強靱化や戦略的な維持管理、生産性向上等に資するインフラに関する革新的な産・学の研究開発を支援し、公共事業等での活用を推進するための委託研究制度を活用し、革新的社会資本整備研究開発推進事業について、委託契約により研究開発を行った。（P117）	・共同研究件数は、31 件であり、基準値である 40 件の約 78%であった。 ・公募により各サブ課題の研究開発責任者を選定し、研究開発の始動を支援しました。CSTI 有識者議員からは、研究開発のマネジメント支援を通じて、SIP 第3期の1年目としてミッション、目標が明確に整理されて計画通りに進捗しているとの評価を受けた。 <課題と対応> 令和6年度も引き続き、スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献に資する研究開発プログラムに取り組む。	
--	--	--	--	--	---	---	--

※ 法人の主な業務実績等に記載されているページ番号は「令和5年度業務実績報告書」の掲載箇所である。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1（3）	活力ある魅力的な地域・生活への貢献		
関連する政策・施策	政策目標 11 ICT の利活用及び技術研究開発の推進 施策目標 41 技術研究開発を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人土木研究所法第 12 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	4 3 4， 4 3 5

2. 主要な経年データ																
①主な参考指標情報 太字は評価指標									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度			R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	
成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか	B	B	A						予算額（千円）	2, 315, 142	2, 307, 815					
成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	B	B	A						決算額（千円）	2, 122, 110	2, 305, 395					
成果・取組が生産性向上・変革に貢献するものであるか	B	A	A						経常費用（千円）	1, 786, 591	2, 189, 457					
研究成果の最大化のための具体的な取組がなされているか	B	A	A						経常利益（千円）	▲20, 237	29, 763					
共同研究件数（件）	24	20	20						行政コスト（千円）	1, 969, 924	2, 395, 793					
講演会・説明会等の聴講者数（人）	4, 300	5, 079	7, 856						従事人員数（人）	441 の内数	452 の内数					
技術基準類への成果反映数（件）	4	5	8													
国際的委員会等への参画者数（人）	9	10	4													
招へい研究員の全数（人）	－	0	1													
交流研究員受入数（人）	－	13	6													
競争的資金等の獲得件数（件）	－	19	13													
現場調査実績（件）	－	472	561													
技術資料の策定・改訂数（件）	－	1	1													
論文・雑誌等の発表数（件）	－	265	281													
施設見学者数等（人）	－	1, 753	2215													
技術支援実績（件）	－	756	755													
災害支援実績（件）	－	3	10													
委員会・研修講師派遣数（件）	－	372	370													
国際会議での講演数（件）	－	0	0													
国際協力機構等と連携した研修受講者数（人）	－	10	30													

※ 1 土木研究所に設置された外部評価委員会により、妥当性の観点、社会的観点、生産性の観点、研究開発成果の最大化の観点（他機関との連携、成果の普及・行政への技術的支援、国際貢献）について、総合的な評価を行う。

注）予算額、決算額は支出額を記載。

注）四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸 (評価の視点)、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
					主な業務実績等	自己評価	
	第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 土研は、第1章に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。研究開発を進めるにあたっては、組織横断的・分野横断的に柔軟に取り組むものとする。なお、新たな課題が生じた場合には、これらに係る研究開発への取組も同様とする。 その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまともによりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進めるものとする。なお、研究開発プログラムは、必要に応じその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。 併せて、研究開発成果の最大化のため、研究開発においても PDCA サイクルの推進を図ることとし、研究開発成果のその後の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行うものとする。 土研は1.～3.に示す研究開発を一定の事業のままとりて捉えて推進し、評価を行うものとする。なお、研究開発の実施にあたっては、次に述べる技術的支援、研究開発成果の普及、国際貢献、産学官連携、デジタル技術を活用した研究開発の各事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。 まず、技術的支援については、近年は、広域多発的な激甚災害等が発生しており、今後もしその発生が懸念されている状況においては、限られた専門家で効率的に技術的支援を行う必要があることから、平常時の技術的支援を含めて、簡易かつ迅速に対応できる環境整備を行うことでより多くの現場の要請に応える必要がある。そこで、遠隔でも効果的かつ多くの現場を対象に迅速な技術的支援の実現を図るものとする。 研究開発成果の普及については、デジタル技術を活用して、より幅広い対象に視覚的に理解しやすい形で国内外に成果の普及を促進することで成果の最大化を図るとともに、土研が培った技術や経験・ノウハウを国内外に広く展開することで我が国の土木分野における技術力の向上が期待される。そのため、土研の研究開発成果については、これまで全国の主要都市で講演会・展示会や、マニュアル類の説明会等を行ってきたところであるが、デジタル技術を活用するなどにより、技術的支援を必要とする地方公共団体をは、より幅広い対象に分かりやすい情報提供・発信を行って成果の普及を積極的に促進する。さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づき、出資並びに人的及び技術的援助の	第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 土研は、国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第3条に定められた目的を達成するため、国土交通省技術基本計画、社会資本整備重点計画、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、国土形成計画、北海道総合開発計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たす。また、北海道開発行政に係る農水産業の振興を図る調査、試験、研究及び開発等については、食料・農業・農村基本計画、水産基本計画、みどりの食料システム戦略を踏まえ実施する。 土研は、上記に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、1.(1)～(3)に示す研究開発を一定の事業のままとりて捉えて推進し、評価を行う。研究開発を進めるにあたっては、組織横断的・分野横断的に柔軟に取り組む。なお、新たな課題が生じた場合には、これらに係る研究開発への取組も同様とする。 その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまともによりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進める。研究開発プログラムは、別表-1に示すものとし、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。 1. 研究開発 (3) 活力ある魅力的な地域・生活への貢献 心豊かで暮らしやすい地域社会の実現及び生活の質の向上に向け、活力ある魅力的な地域・生活を形成する必要がある。そのために、気候変動の適応策の推進、カーボンニュートラルに貢献する技術開発、美しい景観整備、収益力を支える農業水産基盤の整備・保全等に向けた技術の研究開発等に取り組む。 2. 成果の最大化に向けた取組 研究開発の実施にあたっては、次に述べる技術的支援、研究開発成果の普及、国際貢献、他機関との連携の各事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。この際、進化化するデジタル技術を活用し、より効率的・効果的に取り組む。 (1) 技術的支援 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の出向等により、技術的支援を積極的に展開するとともに、その実績を蓄積し活用する等、以下の取組を推進する。 なお、近年発生している広域多発的な激甚災害は、今後もその発生が懸念されているため、限られた専門家で効率的に技術的支援を行う必要があることから、現場の詳細な映像等の大容量データを高速で通信するハードウェア・ソフトウェアの設備の充実を図ることで、遠隔で技術指導を行うことを可能とする。このことにより、平常時の技術的支援を含めて、多くの現場を対象に迅速な技術的支援を行う。 また、国や地方公共団体が設置する委員会・検討会、研修等については、要請に基づき職員を派遣し、技術的支援を行うとともに、技術者の育成を図り、技術力の向上に寄与する。 ・災害派遣 国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第15条による国土交通大臣の指示があった場合または必要と判断した場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づき定める防災業務計画に従い土木研究所緊急災害対策派遣隊(土木研究所 TEC-FORCE)を派遣する等、技術的支援を積極的に展開する。 ・平常時支援	第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 土研は、国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第3条に定められた目的を達成するため、国土交通省技術基本計画、社会資本整備重点計画、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、国土形成計画、北海道総合開発計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たす。 また、北海道開発行政に係る農水産業の振興を図る調査、試験、研究及び開発等については、食料・農業・農村基本計画、水産基本計画、みどりの食料システム戦略を踏まえ実施する。 土研は、上記に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、1.(1)～(3)に示す研究開発を一定の事業のままとりて捉えて推進し、評価を行う。研究開発を進めるにあたっては、組織横断的・分野横断的に柔軟に取り組む。なお、新たな課題が生じた場合には、これらに係る研究開発への取組も同様とする。 その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまともによりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進める。研究開発プログラムは、別表-1に示すものとし、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。 併せて、研究開発成果の最大化のため、PDCA サイクルの推進を図り、研究開発成果の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行う。 1. 研究開発 (3) 活力ある魅力的な地域・生活への貢献 心豊かで暮らしやすい地域社会の実現及び生活の質の向上に向け、活力ある魅力的な地域・生活を形成する必要がある。そのために、気候変動の適応策の推進、カーボンニュートラルに貢献する技術開発、美しい景観整備、収益力を支える農業水産基盤の整備・保全等に向けた技術の研究開発等に取り組む。 2. 成果の最大化に向けた取組 研究開発の実施にあたっては、次に述べる技術的支援、研究開発成果の普及、国際貢献、他機関との連携の各事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。この際、進化化するデジタル技術を活用し、より効率的・効果的に取り組む。 (1) 技術的支援 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の出向等により、技術的支援を積極的に展開するとともに、その実績を蓄積し活用する等、以下の取組を推進する。 なお、近年発生している広域多発的な激甚災害は、今後もその発生が懸念されているため、限られた専門家で効率的に技術的支援を行う必要があることから、現場の詳細な映像等の大容量データを高速で通信するハードウェア・ソフトウェアの設備の充実を図ることで、遠隔で技術指導を行うことを可能とする。このことにより、平常時の技術的支援を含めて、多くの現場を対象に迅速な技術的支援を行う。 また、国や地方公共団体が設置する委員会・検討会、研修等については、要請に基づき職員を派遣し、技術的支援を行うとともに、技術者の育成を図り、技術力の向上に寄与する。 ・災害派遣 国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第15条による国土交通大臣の指示があった場合または必要と判断した場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づき定める防災業務計画に従い土木研究所緊急災害対策派遣隊(土木研究所 TEC-FORCE)を派遣する等、技術的支援を積極的に展開する。 ・平常時支援	＜評価軸＞ ・成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか ・成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか ・成果・取組が生産性向上・変革に貢献するものであるか ・研究成果の最大化のための具体的な取り組みがなされているか (基準値：全てB以上)	＜主要な業務実績＞ ○研究開発プログラム(10)気候変動下における持続可能な水資源・水環境管理技術の開発 ・①気候変動下における河川流況・水温の予測技術の開発、②河川流況・水温の変化が水資源、水環境および自然生態系に及ぼす影響評価・リスク評価、監視技術の開発、③水資源、水環境および自然生態系を対象とした有効な適応策の開発に取り組んだ。(P46-47、178) ・ダム貯水池における効率的な水質モニタリング手法の提案に向け、RGB 画像からアオコを判別するツールの作成に着手した。RGB 比から閾値を決定することで、湖面表層に存在するアオコの判別が可能であることが示唆された。(P46) ・有機物や農薬類等の測定法では、精度確認のための判定項目として真度(回収率)・繰返精度・室間精度、目標(許容)値が定められているが、大腸菌の測定法では判定項目等が定められていない状況であった。このため、大腸菌測定 of 公定法の提案にあたり、繰返精度や回収率などの判定項目を定め、培地・測定法・希釈水の種類が許容値に及ぼす影響などを評価し、公定法として測定精度が確保できる分析条件・手法を明確化した。(P178) ・河川における特異的な環境である汽水域およびダム湖を対象として、環境 DNA 調査を実施するにあたっての効果的な採水地点や採水時期・回数等を明らかにした。また、国立研究機関の意見交換の場を設け、技術的な課題の抽出・精査を通じた実効性のある調査技術の標準化にも着手している。(P47) ○研究開発プログラム(11)地域社会を支える冬期道路交通サービスの提供に関する研究開発 ・①先進的技術を活用した冬期道路交通の信頼性確保に資する技術の開発、②冬期道路交通の安全性向上に資する技術の開発に取り組んだ。(P48-49、180-181) ・ロータリ除雪車からダンプトラックに積み込まれる雪の形状変化を把握することは、積込量の管理で重要となるため、LiDAR 機器を用いて積込形状の変化を認識する模擬実験を行った(写真-2)。その結果、LiDAR 機器で積込形状の変化をリアルタイムに認識できることを確認した。(P49) ・北海道内の国道に設置されている道路 CCTV カメラの画像から路面が映っている部分を切り出し、低解像度な画像を用いて AI により路面すべり摩擦係数を推定する手法を開発した。また、推定結果をインターネット上でリアルタイムに配信するシステムを開発し、北海道開発局や凍結防止剤の散布などを行う業者を対象として配信試験を行った。(P180) ・令和4年度に策定したシステム基本設計方針に基づき、	＜評定と根拠＞ 評定：A 土木研究所に設置された外部評価委員会における評価、及び、評価指標の達成状況等を総合的に勘案し、自己評価はAとした。 ○成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、A 評価とされた。 ・環境 DNA 調査技術について、国土交通省水局・全地方整備局と連携し多角的な調査・検討により標準化を進め、河川環境に関する基幹調査である「河川水辺の国勢調査」への実装に貢献。 ・除雪機械の走行時の振動の周波数分析により、異常により音(振動)が大きくなった部位の特定など、故障部位の検出や早期発見への可能性を確認。持続可能な冬期道路交通の確保や広域分散型社会を支える交通ネットワーク形成という行政ニーズや国の施策への貢献に期待。 ・現中長期で取り組んでいるアスファルト代替材料の試作、実用性の検討について、国土交通省の道路技術懇談会において、アスファルト代替材料技術が R6 年度から新たに取り組む技術テーマに挙げられるなど、舗装分野のカーボンニュートラル実現に先駆けた成果の創出への貢献が期待。 ・能登半島地震で被災した石川県及び富山県の農業集落排水施設及び農業用管路の被災状況調査に延べ48人・日の研究者を派遣し、施設の状態を目視確認できない困難な状況下で、土木研究所で蓄積された知見に基づく被害の迅速な把握と応急復旧に貢献。 ○成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	評定(右にS、A、B、C、Dを記入) ＜評定に至った理由＞(業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載) ＜今後の課題＞(実績に対する課題及び改善方策など) ＜その他事項＞(審議会の意見を記載するなど)

	手段の活用を図るものとする。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直すものとする。 土木技術を活かした国際貢献については、関係機関とも連携しつつ、国際標準化や技術移転など成果の国際的な普及に戦略的に取り組み、我が国企業の国際競争力強化を支援するとともに、アジアをはじめとした世界への貢献を目指すものとする。 産学官連携によるイノベーションについては、様々な分野の機関との連携を推進することなどを通じて、民間企業等において新たに開発された技術の活用及び普及の促進により、建設現場にイノベーションをもたらし、生産性向上や労働力不足等に対応するとともに、品質や安全性の飛躍的な向上等に貢献することが期待される。このため、現場における研究課題の解決に向けて、国内外の幅広い知見を取り入れるため大学や民間企業等と適切な連携・人的交流を行うとともに、民間企業の研究開発促進や、開発した技術を現場で適用する環境の整備を図るため、第三者的な立場にある土研が中心となって、産学官連携を強化する。具体的には、研究開発の特性に応じ、政府出資金を活用した委託研究、統一規格の提案等を行い民間企業による技術開発の環境整備を推進するものとする。さらに、共同研究の積極的な実施により、民間企業と現場における課題を共有し、民間企業による技術開発の社会実装を促進するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むものとする。 デジタル技術の研究開発への活用については、急速に進化するデジタル技術を活用することにより、現場の飛躍的な生産性向上などに貢献する研究開発が求められていることから、研究開発においてもこのようなデジタル技術に常に関心を持ち、現場における課題の解決にその技術を積極的に活用するものとする。 3. 活力ある魅力的な地域・生活への貢献 心豊かで暮らしやすい地域社会の実現及び生活の質の向上に向け、活力ある魅力的な地域・生活を形成する必要がある。そのために、気候変動の適応策の推進、カーボンニュートラルに貢献する技術開発、美しい景観整備、収益力を支える農業水産基盤の整備・保全等に向けた技術の研究開発等に取り組むものとする。 (1) 持続可能な地域社会の実現 グリーン社会の実現に向けて、2050年カーボンニュートラル実現に資する地球温暖化緩和策のほか、気候変動適応策などにも取り組むことに加え、持続可能な水資源・水環境管理技術の開発、社会構造の変化に対応した資源・資材活用・環境負荷低減技術の開発等を行うものとする。 (2) 安全な暮らしと魅力的な地域・生活空間の整備 暮らしやすく魅力的な地域社会を実現するため、積雪寒冷地における安全な交通ネットワークの確保、地域社会・地域を支える冬期道路交通サービスの提供、快適で質の高い生活を実現するためインフラを多様なニーズに合わせて最適化する公共空間のリデザインに関する研究開発等を行うものとする。 (3) 地域産業を支える農業・水産基盤の整備	技術指導規程に基づき、良質な社会資本の効率的な整備や土木技術の向上、北海道の開発の推進等の観点から適切と認められるものについて、積極的に技術的支援を実施する。 また、技術的支援を通じて積極的に外部への技術移転を行うとともに、地方整備局等の各技術分野の技術者とのネットワークを活用して、関連する技術情報等を適切な形で提供する。 さらに、地方整備局等から事業実施上の技術的課題の解決のために必要となる試験研究を受託し、確実に実施する。 (2) 研究開発成果の普及 研究開発成果の社会実装を推進するため、技術基準類への反映や学術誌等による成果普及を図るとともに、デジタル技術を活用した講演会、説明会等による一層の成果普及を図るものとし、以下の取組を推進する。 ・研究開発成果の技術基準類への反映による社会実装 研究開発成果については、土木研究所報告や土木研究所資料、技術基準類を補足するガイドライン・マニュアル等をはじめとする各種の技術資料や出版物としてとりまとめることで、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定、国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等への活用につなげる。 ・学術誌等による成果普及 研究開発成果については、国内外の学術誌等への論文発表、関係学協会での発表を行い普及に努める。また、現場技術者向けの技術誌を通じた成果の普及や広く情報発信が可能なインターネット等を活用した成果の普及は、効果的に実施できることから積極的に行い、成果の普及促進を図る。 ・講演会、説明会等による普及 国や地方公共団体の職員等を対象とした講演会、技術展示会、関係学協会での発表を行い普及に努める。また、現場技術者向けの技術誌を通じた成果の普及や広く情報発信が可能なインターネット等を活用した成果の普及は、効果的に実施できることから積極的に行い、成果の普及促進を図る。 ・講演会、説明会等による普及 国や地方公共団体の職員等を対象とした講演会、技術展示会、関係学協会での発表を行い普及に努める。また、現場技術者向けの技術誌を通じた成果の普及や広く情報発信が可能なインターネット等を活用した成果の普及は、効果的に実施できることから積極的に行い、成果の普及促進を図る。 ・その他の手段を活用した成果の普及 研究開発成果を効果的に普及するため、重点的に普及を図るべき技術を選定し普及活動を展開する。また、知的財産権の活用を促すための活動も同様に展開する。 さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づき、出資並びに人的及び技術的援助の手段の活用を図る。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直す。 (3) 国際貢献 研究開発成果の国際的な普及・技術移転や水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）による貢献を果たすため、以下の取組を推進する。 ・研究開発成果の国際的な普及・技術移転 土木技術を活かした国際貢献については、関係機関とも連携しつつ、下水道や材料分野などにおいて国際標準化や技術移転など成果の国際的な普及に戦略的に取り組み、我が国の企業の国際競争力強化を支援する。 また、国や地域の状況に応じて、我が国特有の自然条件や地理的条件等の下で培った土木技術を活用し、アジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を目指す。このため、科学技術協力協定等に基づいて海外の研究機関等との共同研究・研究協力を行い成果の質の向上を図るとともに、国際会議等にも積極的に参画	オペレータへの支援を除雪機械と除雪基地間の通信により行うことをコアシステムに、除雪車側の情報を除雪基地でリアルタイムに把握し、助言などを遠隔から行うことによりオペレータの判断や操作を支援するシステムの設計を行った。また、除雪機械の故障、整備記録の調査から、特に走行時にオペレータは音（振動）の発生により故障を発見していることがわかったため、除雪機械の走行時の振動の周波数分析を実施し、異常により音（振動）が大きくなった部位を特定するなど、故障部位の検出や早期発見の可能性を確認した。（P181） ○研究開発プログラム(12) 社会構造の変化に対応した資源・資材活用・環境負荷低減技術の開発 ・①地域発生資源・資材の有効活用技術の開発、②社会資本整備における環境負荷低減技術の開発に取り組んだ。（P50-51、182-183） ・舗装会社に加え、大学や化学メーカー等が連携し、アスファルトやその添加剤の代替材料が次々と提案されている。これら民間各社独自の検討を開始している段階で、土木研究所は各社の技術研究所等と連携して、試験施工と耐久性の評価にいち早く取り組み、令和4～5年度で長期的な供用を含めた実装に向けた研究開発の重要性を示した。（P182） ・舗装再生便覧の改訂では、最新の舗装の再生技術に関する研究成果が反映されており、それには土木研究所の研究成果である新しい再生骨材評価法や再生用添加剤の選定方法等、これまで蓄積してきた舗装の再生技術に関する知見が多分に含まれている。また、本便覧の作成にあたり、土木研究所職員は、産学官の研究者や技術者とともに本便覧の執筆作業及びとりまとめを行った。（P183） ○研究開発プログラム(13) 快適で質の高い生活を実現する公共空間のリデザインに関する研究開発 ・①地域を豊かにする歩行空間の計画・設計技術の開発、②多様なニーズに対応した郊外部道路空間の計画・設計及び維持管理技術の開発、③景観改善の取組を円滑化するための評価技術の開発に取り組んだ。（P52-53、184） ・災害を経験した「道の駅」へのヒアリング・現地調査を行い、受入等の支援状況、機能した設備、避難者のニーズなどを把握した。調査結果から、必要とされる防災機能、想定される災害リスクを整理・体系化し、令和6年3月に技術資料を発行した。また、「道の駅」モデルの海外展開に向け、外国の行政職員等を対象にしたJICA研修の企画・講師を担当し、専門人材の育成に貢献した。（P184） ・「サイクル走行空間」について、釧路阿寒自転車道にて路面点検・評価方法として加速度計による計測を実施した。その結果、横断ひび割れ位置における加速度が大きく計測され、計測の有効性を把握した。また、自転車道と類似の舗装構造を持つ歩道部において、20年程度経過した様々な舗装断面タイプの損傷状況を調査し、混合物層を1層増厚した断面でひび割れが少ないことを確認した。（P53） ○研究開発プログラム(14) 農業の成長産業化や強靱化に資する積雪寒冷地の農業生産基盤の整備・保全管理技術の開発 ・①収益性の高い大規模農地の整備・利用技術の開発、②農業水利施設の戦略的な活用と保全管理技術の開発、③自	・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、A評価とされた。 ・北海道胆振東部地震から復旧した農業用管路路において、震度5弱の地震による地震時動水圧を観測し、スラスト力の増大で管体が変位する貴重な実測データを取得。数値解析による管路路の破壊過程解明への貢献に期待。 ・河口域漁港での底生生態系の発達可能性を確認、寒冷河口域に隣接する漁港内における栄養塩管理と連携した漁場環境改善へ反映され、社会的価値の創出への貢献に期待。 ○成果・取組が生産性向上・変革に貢献するものであるか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、A評価とされた。 ・ダム貯水池のアオコ発生モニタリング手法について、常設の監視用カメラの撮影画像やDNAの解析を行い、これまで目視で行ってきたアオコレベルの判断や分布域の定量評価ツールを開発。技術者不足に対する生産性向上への貢献に期待。 ・運搬排雪作業の省力化に向けた堆雪量計測について、LiDARで雪の積込形状の変化をリアルタイムに認識できたことから、積込みの自動化など除排雪の生産性向上への貢献に期待。 ・泥炭地域で圃場の大区画化を行う地区において、簡易に沈下危険度を推定する手法を検討し、『沈下危険度マップ』を提案した。圃場の大区画化工事における設計・施工及び営農段階における沈下対策への貢献に期待。 ・造成藻場区から検出した細菌が有害プランクトンを殺菌する効果を確認したことから、漁港施設を活用した造成藻場の増大による漁港内の増養殖環境の創出への貢献に期待。 ○研究成果の最大化のための具体的な取り組みがなされているか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、A評価とされた。
--	---	---	---	--

				(1) 技術的支援 (P61-73) ○災害派遣 ・令和 6 年能登半島地震ほか、被災地を中心に 10 件、延べ 55 人・日を派遣し、調査・復旧等に関する技術指導を行った。(P61-62) ○平常時支援 ・平常時支援について、土木技術に係る基準・指針の改定に関する内容など幅広い課題について、様々な機関から寄せられた依頼に応じて 755 件の技術指導を実施した。(P66-68) ・委員会への参画件数は 370 件、研修講師への派遣数は 104 件であった。(P69-70) ・地域の技術力向上のため、協力協定による地方公共団体への技術支援等を実施した。(P68-69) ・平常時における現場調査は 561 件(1,402 人日)であった。(P72-73) ＜評価指標＞ ・共同研究件数 (基準値: 24 件以上) ・講演会・説明会等の聴講者数 (WEB 参加者含む) (基準値: 4,300 人以上) ・技術基準類への成果反映数 (基準値: 4 件以上) ・国際的委員会等への参画者数 (基準値: 9 人以上) ＜モニタリング指標＞ ・招へい研究員の全数 ・交流研究員受入数 ・競争的資金等の獲得件数 ・現場調査実績 ・技術資料の策定・改定数 ・論文・雑誌等の発表数 ・施設見学者数等 ・技術支援実績	(1) 技術的支援 ・災害発生時における国土交通省等の要請に対する技術的支援件数は 10 件(延 55 人・日)であった。 ・平常時における災害その他の技術的課題への対応など幅広い課題について、様々な機関から寄せられた依頼に応じて職員の派遣等 755 件の技術指導を実施した。 (2) 研究開発成果の普及 ・技術基準類への成果反映数は 8 件であり、基準値である 4 件の 200%で達成した。 ・講演会等の来場者数は 7,856 人であり、基準値である 4,300 人を達成し、約 183%で達成した。 (3) 国際貢献 ・国際的委員会等への参画者数は 4 人であり、基準値である 9 人の約 44%であった。 (4) 他機関との連携 ・共同研究件数は、20 件であり、基準値である 24 件の約 83%であ	
--	--	--	--	---	---	--

				・災害支援実績 ・委員会・研修講師派遣数 ・国際会議での講演数 ・国際協力機構や政策研究大学院大学と連携した修士・博士の修了数 ・国際協力機構等と連携した研修受講者数	実施し、共同研究件数は 20 件であった。（P109） ・交流研究員の受け入れ人数は 6 人であった。（P110-111） ○その他の連携 ・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより新たに 5 件の競争的資金を獲得し、13 件の研究を実施した。（P113-114） ・内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第三期に向けた課題候補「スマートインフラマネジメントシステムの構築」に係る研究推進法人となり、担当部署として戦略的イノベーション研究推進事務局として、活動を開始した。（P116）	った。 ・公募により各サブ課題の研究開発責任者を選定し、研究開発の始動を支援しました。CSTI 有識者議員からは、研究開発のマネジメント支援を通じて、SIP 第 3 期の 1 年目としてミッション、目標が明確に整理されて計画通りに進捗しているとの評価を受けた。 ＜課題と対応＞ 令和 6 年度も引き続き、活力ある魅力的な地域・生活への貢献に資する研究開発プログラムに取り組む。	
--	--	--	--	---	---	---	--

※ 法人の主な業務実績等に記載されているページ番号は「令和 5 年度業務実績報告書」の掲載箇所である。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4 3 4， 4 3 5

2. 主要な経年データ 太字は評価指標										
	評価対象となる指標		基準値等	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費削減率 (%)		3	3	3					
	業務経費削減率 (%)		1	1	1					
	共同調達実施件数 (件)		29	30	29					
	年次休暇取得平均日数 (日)		13.0	15.7	16.4					
	入札情報配信メールの登録者数 (者)		－	657	689					
	複数年度契約の件数 (件)		－	34	32					
	フレックスタイム制度の利用率 (%)		－	42.1	48.9					
	テレワーク制度の活用割合 (%)		－	60.7	53.9					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第 4 章 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組に関する事項 効率的な業務運営を図るため、次の(1)と(2)に掲げる取組を推進するものとする。 なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章 1. から 3. までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図るものとする。 (1) 効率的な組織運営 土木技術に係る我が国の中核的な研究拠点として、質の高い研究開発成果を上げ、その普及を図ることによる社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備等の推進に貢献するという役割を引き続き果たすために、必要な組織体制の整備・充実を図る。また、研究ニーズの高度化・多様化、デジタル技術の進化等の変化に機動的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図るものとする。 さらに、運営費交付金を充当して行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して 3%に相当する額を削減するものとする。業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して 1%に相当する額を削減するものとする。 契約の合理化については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。また、契約に関する情報の公表により、透明性の確保を図るものとする。随意契約については、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するものとする。さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図るものとする。	第 2 章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務改善の取組に関する事項 効率的な業務運営を図るため、次の(1)と(2)に掲げる取組を推進する。なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章 1. (1)から(3)までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図る。 (1) 効率的な組織運営 1)組織体制の整備・充実、柔軟な組織運営 土木技術に係る我が国の中核的な研究拠点として、質の高い研究開発成果を上げ、その普及を図ることによる社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備等の推進に貢献するという役割を引き続き果たすために、必要な組織体制の整備、充実を図るとともに、研究ニーズの高度化・多様化、デジタル技術の進化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究開発プログラムに応じ必要な研究者を編制するなど柔軟な組織運営を行う。 また、所内に横断的に組織した研究支援部門により、外部研究機関との共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究開発成果の普及促進、国土交通省が進める国際標準化、国際交流連携及び国際支援活動の推進等について効率的に実施する。 2)財務、契約等の取組 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して 3%を削減する。また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して 1%を削減する。 独立行政法人会計基準(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき公正性・透明性を確保しつつ、継続的に調達等の合理化を進める取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 また、契約に関する情報については、ウェブページにおいて公表し、契約の透明性を図る。 さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。 受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。 寄附金については、ウェブページでの案内等により受け入れの拡大に努める。	第 2 章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務改善の取組に関する事項 効率的な業務運営を図るため、次の(1)と(2)に掲げる取組を推進する。なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章 1. (1)から(3)までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図る。 (1) 効率的な組織運営 1)組織体制の整備・充実、柔軟な組織運営 土木技術に係る我が国の中核的な研究拠点として、質の高い研究開発成果を上げ、その普及を図ることによる社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備等の推進に貢献するという役割を引き続き果たすために、必要な組織体制の整備、充実を図るとともに、研究ニーズの高度化・多様化、デジタル技術の進化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究開発プログラムに応じ必要な研究者を編制するなど柔軟な組織運営を行う。 また、所内に横断的に組織した研究支援部門により、外部研究機関との共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究開発成果の普及促進、国土交通省が進める国際標準化、国際交流連携及び国際支援活動の推進等について効率的に実施する。 2)財務、契約等の取組 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算額に対して 3%を削減する。また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算額に対して 1%を削減する。 独立行政法人会計基準(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき「令和 5 年度国立研究開発法人土木研究所調達等合理化計画」を策定し着実に取り組むこと等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 また、契約に関する情報をウェブページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。 さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。 受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。 寄附金については、ウェブページでの案内等により受け入れの拡大に努める。	<評価指標> ・一般管理費削減率 (基準値：3%削減/年) ・業務経費削減率 (基準値：1%/削減/年) ・共同調達実施件数 (基準値：29 件) ・年次休暇取得平均 日数 (基準値：13.0 日) <モニタリング指標> ・複数年度契約の件数 ・入札情報配信メールの登録者数 ・フレックスタイム 制度の利用率 ・テレワーク制度の 活用割合 <評価の視点> ・法人運営に支障を来すことなく業務経費、一般管理費の効率化が図られているか ・業務の合理化を図るための取組が推進されているか ・調達等合理化計画	<主要な業務実績> 1. 業務改善の取組に関する事項 (1) 効率的な組織運営(P120-121) 1)組織体制の整備・充実、柔軟な組織運営 ・研究開発プログラムに応じて、複数の研究グループが連携して必要な研究者を編制し、柔軟な組織運営を図った。(P120-121) ・所内に横断的に組織した研究支援部門により、共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、国際支援活動の推進等について効率的に実施した。(P120) 2)財務、契約等の取組 ・一般管理費については、業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算に対して 3%の経費を削減した。また業務経費についても、業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算に対して 1%を削減した。(P122) 以下の主な取り組みを実施した。 ・ファイルおよびコピー用紙の再利用、両面コピーの推進 ・ペーパーレス会議システム及びイントラネット活用によるペーパーレス化の推進 ・実験施設等における最大使用電力量抑制を目的とした電力使用時期の調整 ・夏季における執務室の適正な温度管理の徹底、クールビズの励行 ・廊下および玄関等の半灯、執務室の昼休みの消灯の励行 ・つくば 5 機関による共同調達 ・庁舎内照明の LED 化 ・太陽光発電による電気料の節減 ・MPS(マネージド・プリント・サービス)の実施 ・緑地管理業務見直しの実施 ・入札情報配信メールの登録者数は 689 者であった。(P124) ・契約の適正化については「令和 5 年度国立研究開発法人土木研究所調達等合理化計画」を策定し、調達等の合理化を推進した。共同調達実施件数は 29 件であった。(P125) ・複数年度契約の件数は 32 件であった。(P125) (2)PDCA サイクルの徹底(研究評価の的確な実施)(P127-135) ・「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて定めた研究評価要領により、内部評価委員会を 2 回、外部評価委員会を 1 回開催した。委員会で作出された意見については、研究開発に反映させた。(P127-135) 2. 働き方改革に関する事項(P136-137) ・年次休暇取得平均日数は 16.4 日であった。(P136) ・フレックスタイム制度の利用率は 48.9%であった。(P136) ・テレワーク制度の活用割合は 53.9%であった。(P136) ・令和 5 年 4 月より非常勤職員の早出遅出勤務を新設し、「妊娠・出産・育児・介護」と「仕事」の両立を支援。(P136)	<評定と根拠> 評定：A 業務運営の効率化に関する事項に関して、着実な業務運営を実施し、新たな取組が推進したため A 評価とした。 ・一般管理費削減率については 3%削減/年であり、基準値 3%削減/年に対して 100%で達成した。 ・業務経費削減率については 1%削減/年であり、基準値 1%削減/年に対して 100%で達成した。 ・様々な取組みを実施し、予算執行管理の更なる厳格化を図った。 ・共同調達実施件数については 29 件であり、基準値 29 件に対して 100%で達成した。 ・年次休暇平均取得日数は、16.4 日であり、基準値である 13 日の約 126%を達成した。 ・フレックスタイム制度の勤務時間の割振り基準を柔軟化、テレ	評定(右に S、A、B、C、D を記入) <評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)
	(2)PDCA サイクルの徹底(研究評価の的確な実施)	(2)PDCA サイクルの徹底(研究評価の的確な実施)	(2)PDCA サイクルの徹底(研究評価の的確な実施) 研究開発の成果については評価軸に沿って総合的に評価を行い、その際、長期性、不確実性、				

	研究開発評価を行い、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させることにより PDCA サイクルを徹底するものとする。 その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮した評価を行うものとする。 また、研究評価結果を踏まえて、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見直すものとする。	研究開発の成果については評価軸に沿って総合的に評価を行い、その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮する。 研究開発の評価については、土研内部の役職員による内部評価委員会と外部の学識経験者による外部評価委員会により行うこととし、これらの研究評価結果を踏まえた上で、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見直す。 なお、研究評価の結果は外部からの検証が可能となるようウェブページにて公表する。	予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮する。 研究開発の評価については、土研内部の役職員による内部評価委員会と外部の学識経験者による外部評価委員会により行うこととし、これらの研究評価結果を踏まえた上で、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見直す。 なお、研究評価の結果は外部からの検証が可能となるようウェブページにて公表する。 令和5年度においては、研究開発プログラムの令和4年度の成果・取組に関する年度評価、令和6年度の研究開発に関する事前の評価を実施する。	に記載された主な重点分野について、適切に実施されているか ・働きやすい職場環境づくりのため、家庭やライフスタイルにあった多様で柔軟な働き方を実現できる体制が構築されているか	・発送文書・規定改定等における公印省略の考え方を整理して規定を改定し、所内周知により、業務効率化を推進した。文書廃棄については、所内一斉実施日を設け、確実に効率的な文書管理の取り組みを推進した。（P136） ・業務効率化検討会等において、業務の円滑かつ効率的な実施を図る観点から、業務の在り方を見直し、改善を図られるよう、課題等について検討を行っている。（P136）	ワーク制度の適用範囲拡大など、柔軟な働き方を推進した。 ・業務効率化検討会等で、業務改善を図った。 <課題と対応> 令和6年度以降も引き続き、効率的な組織運営、PDCA サイクルの徹底、働き方改革に取り組む。	
--	---	---	---	--	---	---	--

※ 法人の主な業務実績等に記載されているページ番号は「令和5年度業務実績報告書」の掲載箇所である。

4. その他参考情報
特になし

様式 2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1．当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4 3 4， 4 3 5

2．主要な経年データ										
	評価対象となる指標		基準値等	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	施設貸出件数（件）		60	50	65					
	施設貸出収入（千円）		－	55, 008	214, 128					
	知的財産実施契約率（％）		－	55. 5	62. 8					
	知的財産出願数（件）		－	4	6					
	知的財産収入（千円）		－	45, 310	20, 052					
	知的財産権利取得数（件）		－	5	7					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第 5 章 財務内容の改善に関する事項 運営費交付金を充当して行う事業については、本中長期目標に定めた事項に沿った中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うものとする。 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日 独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するものとする。 保有資産の適正な管理の下、その有効活用を推進するため、保有する施設・設備については、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めるものとする。 また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を行うとともに、適切なマネジメントの下での公表や出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進を図るものとする。	第3章 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画 (1)予算 別表-2のとおり (2)収支計画 別表-3のとおり (3)資金計画 別表-4のとおり 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,500 百万円とする。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に關する計画 なし 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7章 剰余金の使途 剰余金が生じたときは、研究開発、研究基盤の整備充実及び出資の活用を含めた成果の普及に使用する。 第8章 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1.施設及び設備に関する計画 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。その上で、研究開発のニーズや試験装置、計測技術の進歩等に応じて、施設整備計画に基づき、整備・更新等を行う。また、大規模災害や事故などを契機として必要となる新たな研究開発に即応するため、施設の整備・更新を適時、適切に行う。なお、中長期目標期間中に実施する主な施設の整備・更新等は別表-5のとおりとする。(略) 3.国立研究開発法人土木研究所法第14条に規定する積立金の使途 第4期中長期目標期間中からの繰越積立金は、自己収入財源で取得し、第5期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。 4.その他 (7)知的財産の確保・管理に関する事項 知的財産の確保・管理については、土木研究所知的財産ポリシーに基づき、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得や不要な権利の削減による保有コストの低減に努める等適切な維持管理を図る。また、研究開発の成果やこれにより得られた知見については、適正なマネジメントの下での公表や出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進を図る。 なお、研究開発成果については、電子データベースの整備を行い、外部から土研の成果を利活用しやすいように蓄積する。 さらに、知的財産権の活用状況等を把握し、普及活動等の活用促進方策を積極的に行うことにより、知的財産権の実施料等の収入の確保を図る。	第3章 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画 (1)予算 別表-2のとおり (2)収支計画 別表-3のとおり (3)資金計画 別表-4のとおり 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,500 百万円とする。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に關する計画 なし 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7章 剰余金の使途 剰余金が生じたときは、研究開発、研究基盤の整備充実及び出資の活用を含めた成果の普及に使用する。 第8章 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1.施設及び設備に関する計画 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。その上で、研究開発のニーズや試験装置、計測技術の進歩等に応じて、施設整備計画に基づき、整備・更新等を行う。また、大規模災害や事故などを契機として必要となる新たな研究開発に即応するため、施設の整備・更新を適時、適切に行う。なお、令和4年度中に実施する主な施設の整備・更新等は別表-5のとおりとする。(略) 3.国立研究開発法人土木研究所法第14条に規定する積立金の使途 第4期中長期目標期間中からの繰越積立金は、自己収入財源で取得し、第5期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。 4.その他 (7)知的財産の確保・管理に関する事項 知的財産の確保・管理については、土木研究所知的財産ポリシーに基づき、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得や不要な権利の削減による保有コストの低減に努める等適切な維持管理を図る。また、研究開発の成果やこれにより得られた知見については、職務発明規程や研究成果物規程等に則りつつ、適正なマネジメントの下での公表の方法や出資の活用について事例収集を進め、積極的に普及活動に取り組み知的財産の活用促進を図る。 なお、研究開発成果については、電子データベースの整備を行い、外部から土研の成果を利活用しやすいように蓄積した上で、ウェブページ上で公開する。	<評価指標> ・施設貸出件数 (基準値：60 件) <モニタリング指標> ・知的財産実施契約率 ・知的財産出願数 ・知的財産収入 ・知的財産権利取得数 <評価の視点> ・保有する知的財産を有効に活用しているか ・研究・試験施設の有効利用が図られているか	<主要な業務実績> 第3章 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画(P138-141) ・予算をもとに計画的に執行した。 第4章 短期借入金の限度額(P142) ・短期借入金を行わなかった。 第7章 剰余金の使途(P142) ・剰余金の申請は行わなかった。 第8章 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1.施設及び設備に関する計画(P144-146) ・保有施設の有効活用による自己収入の確保に努め、65 件の貸付を行い 218,948 千円の施設貸出収入を得た。(P146) 3.国立研究開発法人土木研究所法第14条に規定する積立金の使途(P150) ・第4期中長期目標期間中からの繰越積立金は、第4期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、第5期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当した。(P150) 4.その他 (7)知的財産の確保・管理に関する事項(P157-158) ・研究成果のうち知的財産権として権利化する必要性や実施の見込みが高いもの等について、特許権6件及び意匠権1件の出願を行うとともに、新たに特許権7件を登録することができた。(P157) ・知的財産権による収入は 20,052 千円であった。(P158) ・知的財産権の活用を推進し、実施契約率は 57.6%に進展した。(P158) <課題と対応> 令和6年度も引き続き、財務内容の改善に関する事項について適正に取り組む。	評価(右にS、A、B、C、 Dを記入) <評価に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)		

			さらに、知的財産権の活用状況等を把握し、新技術ショーケースでの技術情報の提供等をはじめ、各権利の効果的な普及活動等の活用促進方策を積極的に行うことにより、知的財産権の実施料等の収入の確保を図る。				
--	--	--	---	--	--	--	--

※ 法人の主な業務実績等に記載されているページ番号は「令和5年度業務実績報告書」の掲載箇所である。

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）

様式 2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4 3 4， 4 3 5

2. 主要な経年データ 太字は評価指標										
評価対象となる指標		基準値等	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	コンプライアンス向上のための取組実績数（回）	7	7	7						
	減損の兆候調査の実施回数（回）	1	1	1						
	幹部会実施回数（回）	－	17	13						
	職員採用の応募者数（人）	－	42	40						
	新規採用職員数（研究職）	－	8	11						
	新規採用者における女性比率（研究職）（%）	－	27	31						
	研究職における女性比率（%）	－	8	9						
	管理職における女性比率（研究職）（%）	－	6	5						
	博士号保有者数（人）	－	124	128						
	ラスパイレス指数（事務・技術職員）	－	92.5	92.3						
	e-ラーニング（情報セキュリティ）の実施率（%）	－	89	91						
	情報セキュリティー委員会の開催数（回）	－	3	3						
	保有資産の見直し結果（回）	－	1	1						
		－								

	基づいて定める「人材活用等に関する方針」に反映し、適宜方針の見直しを行うものとする。 3.その他の事項 (1) リスク管理体制に関する事項 業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図るものとする。 (2) コンプライアンスに関する事項 土研におけるコンプライアンスについて、職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて規程や関係する取組の見直しを行うものとする。 特に、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究上の不正行為の防止及び対応について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて規程の見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応するものとする。 (3) 情報公開、個人情報保護に関する事項 適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査に関する情報等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、保有する個人情報を適正に管理する。 (4) 情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する事項 情報セキュリティについては、情報化の進展に伴い、機密情報の流出などの情報セキュリティインシデントを未然に防ぐ必要があることから、体制の充実を図るなど必要な対策を講じる。また、不正アクセスなどの脅威を念頭に、セキュリティポリシーの見直しや職員の情報セキュリティに関する知識向上を図る。 また、情報システムの整備・管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則って適切に対応する。 (6) 保有資産管理に関する事項 保有資産管理については、保有資産の必要性について内部監査等において重点的に点検するとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、土研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。 (8) 技術流出防止対策に関する事項 安全保障に関する技術の提供については、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）の輸出者等遵守基準を定める省令（平成 21 年経済産業省令第 60 号）に基づいて定めた所内規程により輸出管理審査の体制整備を図るとともに、必要に応じた同規程の見直しを行うなど、技術の流出防止を図る。 (9) 安全管理、環境保全・災害対策に関する事項 防災業務計画を適時、適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応する。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。 (5) 保有資産の管理・運用に関する事項 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に	(2) リスク管理体制に関する事項 業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図る。 (3) コンプライアンスに関する事項 研修等における講義等の実施、コンプライアンス講習会の開催、コンプライアンスミーティングの実施、コンプライアンス携帯カードの配布、コンプライアンスに関する情報の発信等により職員へのコンプライアンス意識の浸透を図る。 また、研究不正への対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を参考に、職員の更なる意識浸透や不正行為防止を図る取組を実施するとともに、意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて規程の見直しを行うなど組織として取り組む。なお、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応する。 (4) 情報公開、個人情報保護に関する事項 適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査に関する情報等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、保有する個人情報を適正に管理する。 (5) 情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する事項 情報セキュリティについては、情報化の進展に伴い、機密情報の流出などの情報セキュリティインシデントを未然に防ぐ必要があることから、情報セキュリティ委員会の開催等の体制の充実を図るなど必要な対策を講じる。また、不正アクセスなどの脅威を念頭に、セキュリティポリシーの見直しや、e-ラーニング及び情報セキュリティ対策の自己点検の実施により職員の情報セキュリティに関する知識向上を図る。 また、情報システムの整備・管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則って適切に対応する。 (6) 保有資産管理に関する事項 保有資産管理については、保有資産の必要性について内部監査等において重点的に点検するとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、土研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。 (8) 技術流出防止対策に関する事項 安全保障に関する技術の提供については、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）の輸出者等遵守基準を定める省令（平成 21 年経済産業省令第 60 号）に基づいて定めた所内規程に基づき輸出管理審査の体制整備を行い、技術の流出防止を図る。また必要に応じて同規程の見直しを行う。 (9) 安全管理、環境保全・災害対策に関する事項 防災業務計画を適時適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応する。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。	・情報セキュリティ委員会の開催数 ・保有資産の見直し結果 ＜評価の視点＞ ・理事長リーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが図られているか ・人材の獲得・育成が適切に図られているか ・適正な給与水準となっているか ・コンプライアンスについて意識の浸透を図るための取組、研究上の不正行為の防止及び対応のための取組がどのように行われているか。コンプライアンス上の問題が生じていないか ・不正アクセスなどの脅威を念頭に、職員の情報セキュリティに関する知識向上を図っているか ・機密情報の流出など、情報セキュリティに関する知識向上を図っているか ・機密情報の流出など、情報セキュリティに関する知識向上を図っているか ・保有資産の必要性の観点から保有資産の見直しが行われているか。また、不要と認められた保有資産について適切な手続きがされているか	を持ち発揮できる人（P151） ・風通しの良い職場環境づくりを目的として、理事長を含めた幹部職員と研究グループおよび管理部門の若手職員等から提案されたテーマによりミーティングを実施した。（P151） ・社会の課題の解決のため、優れた研究開発成果の社会実装に向け、分野や組織を飛び越えた産学官ネットワークのハブとなり、多様な研究者・技術者が様々な伸びていく場を提供し、よりより世の中に貢献していく仕組みを本格的に開始した。具体的には、戦略的イノベーション創造プログラム SIP（第 3 期）の研究推進法人に決定されたことを受け、新たに戦略的イノベーション研究推進事務局を設置した。また、中小企業イノベーション創出推進事業（SBIR フェーズ 3 基金事業）を支援する運営支援法人に選定され、必要な組織体制の整備、充実を図った。（P152） ・令和 6 年能登半島地震の災害対応を振り返り、今後に活かしていくために災害対策本部会議のメンバーを中心に災害対応戦略懇談会（座長：理事長）を 3 回開催した。懇談会では、災害対応において土研として本来あるべき目標を改めて見つめなおすとともに、この目標に照らして実際の行動がどのようなであったかなどについて議論した。その結果に基づいて「災害対応における土研の目標」を設定した。（P194） (2) リスク管理体制に関する事項 (P152) ・想定されるリスクに関するテーマに対して「リスクミーティング」を 2 回(上期・下期)実施することにより、リスクの発生防止・軽減に努めた。（P152） (3) コンプライアンスに関する事項 (P152-153) ・コンプライアンス委員会において決定した方針に基づき、役職員に対してコンプライアンスの周知を図った。 ・研修棟における講義、講習会、ミーティング、メールによる情報発信、研究倫理 e-ラーニングの実施を行った。（P152-153） ・これらのコンプライアンス向上取組実績数は 7 回であった。（P153） ・研究活動における不正行為への対応としては、研究者全員を対象として“研究倫理 e-ラーニング”を受講させるとともに、英文査読付き論文、英文要旨及び和文査読付き論文を対象に盗用検知ソフトによるチェックを実施し、研究不正の防止に努めた。（P152） (4) 情報公開、個人情報保護に関する事項 (P154-155) ・ホームページや刊行物等により、土研の研究成果や活動内容を広く周知した。（P154） ・特定個人情報の取扱いについて、該当部署において管理体制の点検を行った。（P155） (5) 情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する事項 (P152) ・情報セキュリティについては、情報セキュリティ委員会、情報セキュリティ講習会、標的型メール訓練の教育、情報セキュリティ対策の自己点検、内部監査を実施した。なお、情報セキュリティに関する e-ラーニングの受講率は約 91%であった。	・ミーティングの結果を踏まえ、交流スペース設置などの業務環境改善を実施した。 ・産学官ネットワークのハブとなり、優れた研究開発成果の社会実装に向け、支援事業の取組みを開始した。 ・災害対応戦略懇談会を実施し、「災害対応における土研の目標」を整理し、災害対応力の強化を図った。 (3) コンプライアンスに関する事項 ・コンプライアンス講習会実施回数は、7 回であり、基準値である 7 回の 100%を達成した。
--	--	--	---	---	--

	努めるものとする。その上で、研究開発のニーズや試験装置、計測技術の進歩等に応じて、必要な更新を適切に図っていくものとする。また、大規模災害や事故などを契機として必要となる新たな研究開発に即応するため、施設の整備・更新を適時、適切に行うものとする。 保有資産については、必要性について不断に見直しを行い、土研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。 (6)技術流出防止対策に関する事項 技術の流出防止に細心の注意を払うとともに、技術流出防止に向けた所内の体制整備を図るものとする。 (7)安全管理、環境保全・災害対策に関する事項 防災業務計画を適時適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応するものとする。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努めるものとする。 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進するものとする。				また、外部からの不正アクセスやウィルス感染の対策強化を主眼として、ファイアーウォール装置を含めた情報システム環境の整備、並びに更なる機能向上を図るため、所内ネットワークに接続している情報システムに対して、悪意のある攻撃者が用いる手法で侵入を試みるペネトレーションテストを個別に実施した。 今年度は、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）による「サイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査（マネジメント監査）」及び「情報システムに対するセキュリティ対策状況調査（ペネトレーションテスト）」を受け、それぞれ6件、1件の指摘をいただいた。 情報セキュリティインシデントとして、令和5年6月にスパムファイアウォールに対する不正アクセス（ゼロデイ攻撃）があり、受信したメールデータの一部が外部に流出した可能性が判明したため、メーカへの情報開示請求と速やかな個人情報保護委員会へ報告・HPでの注意喚起を実施し、有識者及び警察と共同で情報漏洩の範囲特定するための解析、別システムへの切替え等を実施し、その後も継続的に必要な対応を実施。（P156） (6)保有資産管理に関する事項(P156) ・実験施設の継続保有や整備の必要性について、見直し検討会議での検証を1回実施した。また、固定資産の減損の兆候調査を財産管理職ごとにそれぞれ1回実施した。その結果、研究所が保有し続ける必要がないものとして、国へ返納した資産は無かった。（P156） (8)技術流出防止対策に関する事項(P159) ・研究インテグリティを確保するため、「国立研究開発法人土木研究所における研究インテグリティの確保に関する規定を制定し、組織全体で横断的に管理する体制を整えた。（P159） ・安全保障に関する技術の提供については、相手先に関する懸念情報、非居住者または特定類型該当者への該当性および例外規定の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続きの要否について必要な手続きを行った。（P159） (9)安全管理、環境保全・災害対策に関する事項(P159) ・環境負荷の低減に資する物品調達等を推進している。（P159） ・災害対策においては、地震時に備え、防災訓練で職員安否確認システム訓練、避難訓練、停電時非常電源の状況確認を行っている。（P159）	(6)保有資産管理に関する事項 ・減損の兆候調査の実施回数は1回であり、基準値である1回を達成した。 <課題と対応> 令和6年度も引き続き、着実な業務運営に取り組む。	
--	--	--	--	--	--	---	--

※ 法人の主な業務実績等に記載されているページ番号は「令和5年度業務実績報告書」の掲載箇所である。

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）